

観音寺市障がい者計画・

第6期障がい福祉計画・

第2期障がい児福祉計画

～ともに暮らし 自立し 社会参加できるまち～

(案)

令和2年 月

観音寺市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画期間	4
4 計画策定の体制	4
第2章 障がい者を取り巻く現状	6
1 人口と世帯の状況	6
2 障がい者の状況	7
3 アンケート調査の結果	14
4 事業所アンケートの調査結果の抜粋	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本的な視点	36
3 基本目標	37
4 施策の展開	38
第4章 障がい者計画	39
1 地域の生活を支える生活支援の充実	39
2 切れ目のない障がい児支援	44
3 差別の解消及び権利擁護の推進	47
4 社会参加の拡充	50
5 安全・安心なまちづくり	53
第5章 障がい福祉計画	56
1 第5期計画における成果目標の進捗	56
2 第6期計画における成果目標の設定	58
3 障害福祉サービスの見込み量と確保方策	61
4 地域生活支援事業の見込み量と確保方策	67
第6章 障がい児福祉計画	71
1 第1期計画における成果目標の進捗	71
2 第2期計画における成果目標の設定	72
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量と確保方策	73

第7章 計画の推進に向けて	76
1 計画の広報・周知	76
2 障がい者のニーズの把握と反映	76
3 計画の推進	76
4 計画の進捗管理	76
資料編	77
1 用語集	77
2 観音寺市障害福祉計画等策定委員会設置規則	82
3 観音寺市障害福祉計画等策定委員会委員名簿	84

語句右上に※印が付いている用語は、資料編の用語集で説明しています。また、複数回出てくる用語については、2回目以降※印を省略しています。

また、「障害」「障がい」の表記については、原則「障がい」で表記しています。ただし、法令や制度等、団体などの固有名詞については「障害」と表記しています。

1 計画策定の背景と趣旨

観音寺市（以下「本市」という。）では、障がいのある人に対する保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、雇用、就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を、総合的かつ計画的に進めるため「観音寺市障がい者計画」、「観音寺市障がい福祉計画」及び「観音寺市障がい児福祉計画」を策定し、障害者施策を展開してきました。

現在、障がいのある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

国では平成18年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の批准に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成25年6月）といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

さらに、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁^{*}の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

なお、平成30年4月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

このたび、「観音寺市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「観音寺市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけと役割

(1) 計画の性格

「観音寺市障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、「観音寺市第 6 期障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第 88 条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「観音寺市第 2 期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

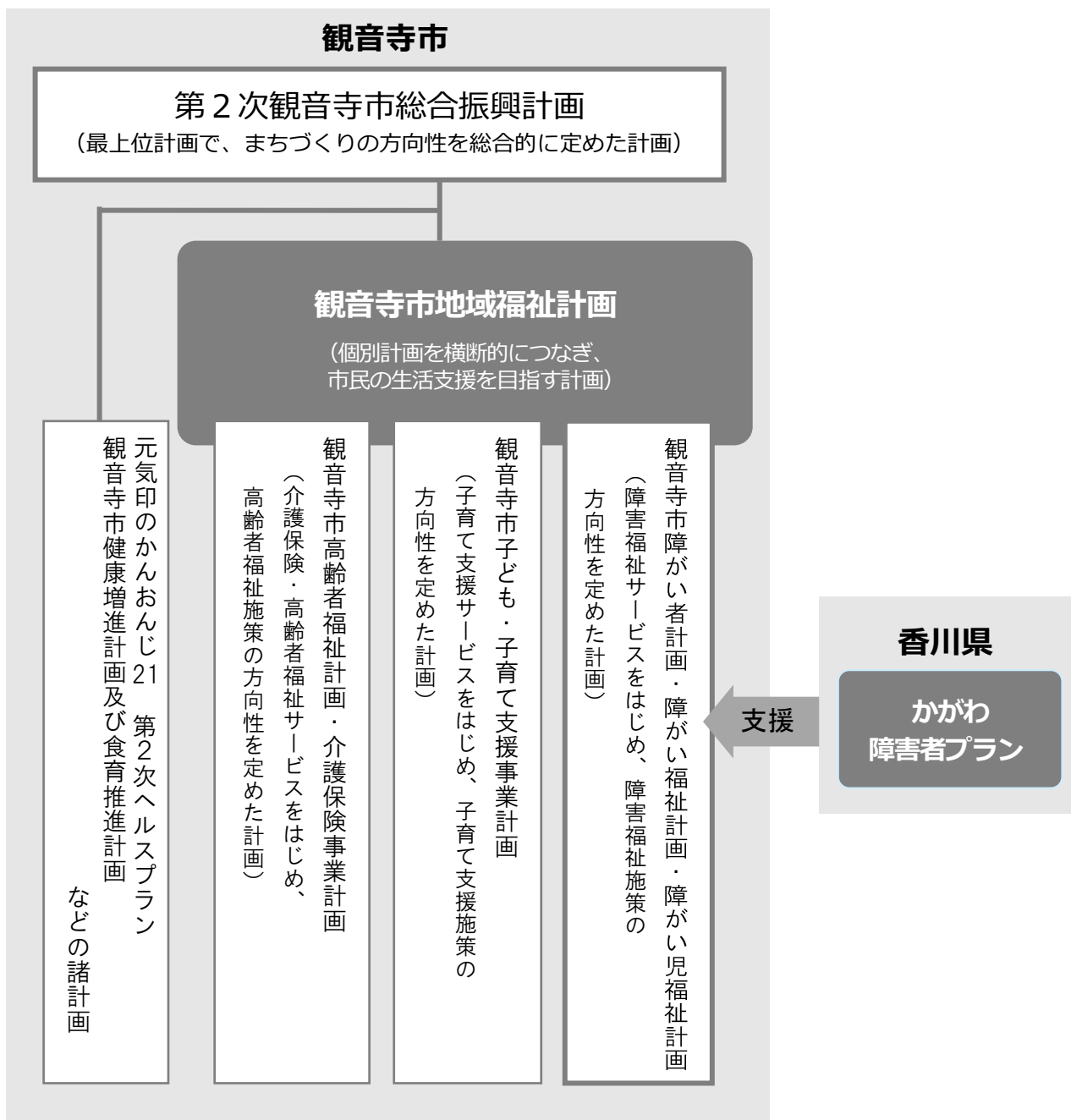
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「観音寺市総合振興計画」を上位計画とし、「観音寺市地域福祉計画」、「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」、「観音寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。



3 計画期間

「観音寺市障がい者計画」の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間としています。

「観音寺市第6期障がい福祉計画」及び「観音寺市第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向などにより必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	本計画						次期計画		
障がい 福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
障がい児 福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本市に居住している障害者手帳をお持ちの方を対象に、現在の生活状況や福祉サービスの利用状況と利用意向、就労や本市の障害福祉施策への希望などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

- 調査対象者：①本市に居住している障害者手帳をお持ちの18歳以上の方（無作為抽出）
②本市に居住している障害者手帳をお持ちの18歳未満の方（無作為抽出）
- 調査期間：令和2年7月15日（水）～令和2年7月31日（金）
- 調査方法：郵送による配布、回収

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
①18歳以上	1,400件	702件	50.1%
②18歳未満	93件	39件	41.9%

(2) 事業所調査の実施

本市に居住している障がいのある人が利用している市内、三豊市内の事業所へのアンケート調査を実施し、利用状況の把握や今後の方向性、市の障害福祉施策に対する意見を把握し、計画の検討材料としました。

- 調査対象者：障害福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和2年7月20日（月）～令和2年8月17日（月）
- 調査方法：郵送による配布、回収

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
19件	16件	84.2%

(3) パブリックコメントの実施

令和2年 月 日（ ）～ 月 日（ ）の期間、計画の素案を市ホームページ等で公表し、意見を募集しました。

(4) 計画策定委員会での審議

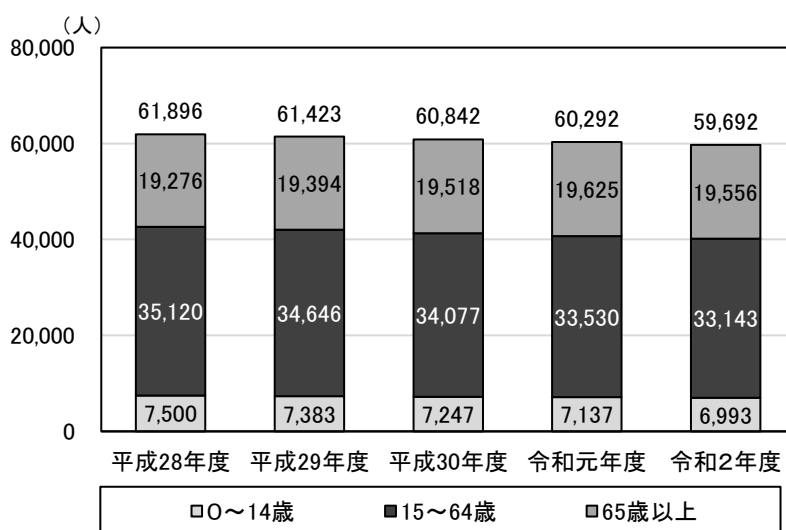
本計画は、学識経験者、障がい者（児）団体の代表者、保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関の代表者及びサービス提供事業者、行政の代表者から構成される「観音寺市障害福祉計画等策定委員会」において、内容の審議、検討を行いました。

1 人口と世帯の状況

本市の総人口の推移をみると、緩やかに減少が続いており、令和2年度では59,692人と6万人を下回りました。0～14歳、15～64歳人口は減少が続く一方で、65歳以上人口は増加で推移していましたが、令和2年度には65歳以上人口も減少に転じています。

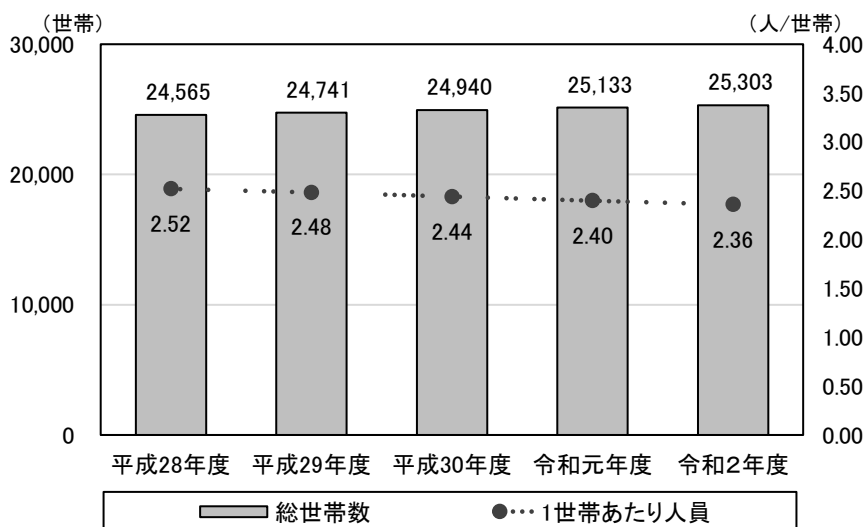
また、総世帯数の推移をみると、増加が続いており、令和2年度では25,303世帯となっていますが、1世帯あたり人員は年々減少しています。

[図1] 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年度4月1日現在)

[図2] 総世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳(各年度4月1日現在)

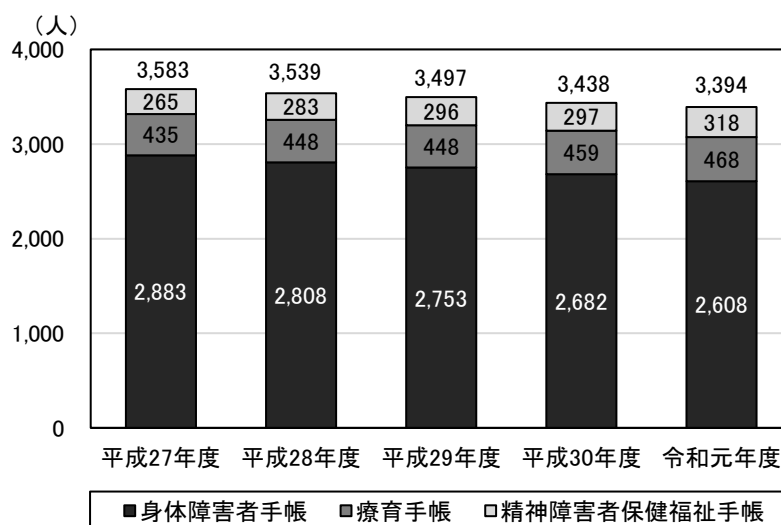
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向にあり、令和元年度では 3,394 人となっています。

また、手帳種別にみると、全体の約 8 割を身体障害者手帳が占めていますが、その数は年々減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

[図 3] 障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

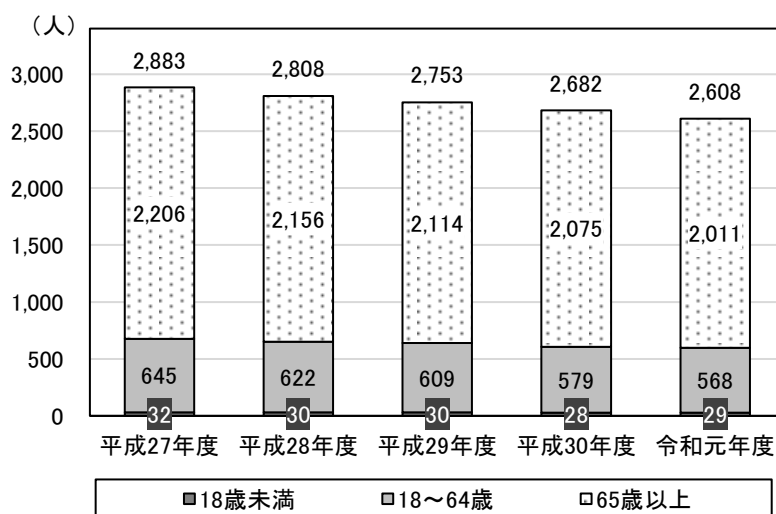
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、各年代ともに減少傾向にあり、令和元年度では、18歳未満が29人、18～64歳が568人、65歳以上が2,011人となっています。

また、【等級別】にみると、どの等級においても概ね減少傾向にあり、各年度とも1級がもっとも多くなっています。

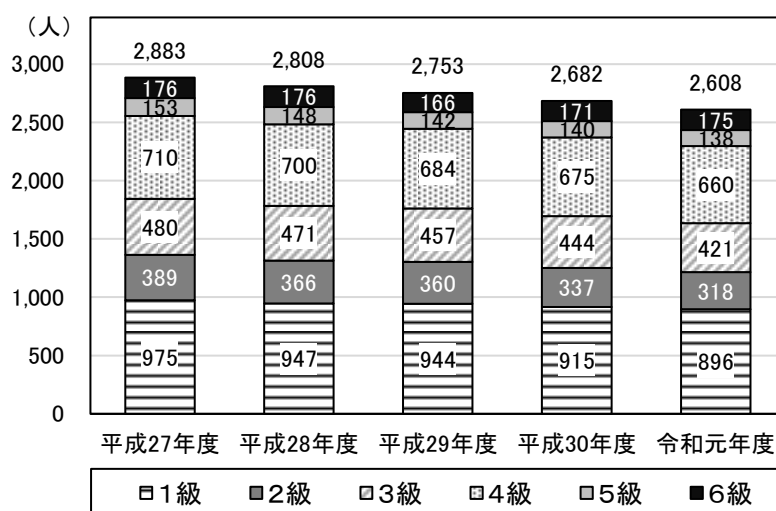
【種別】にみると、各年度とも肢体不自由がもっとも多くなっています。

[図4] 【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

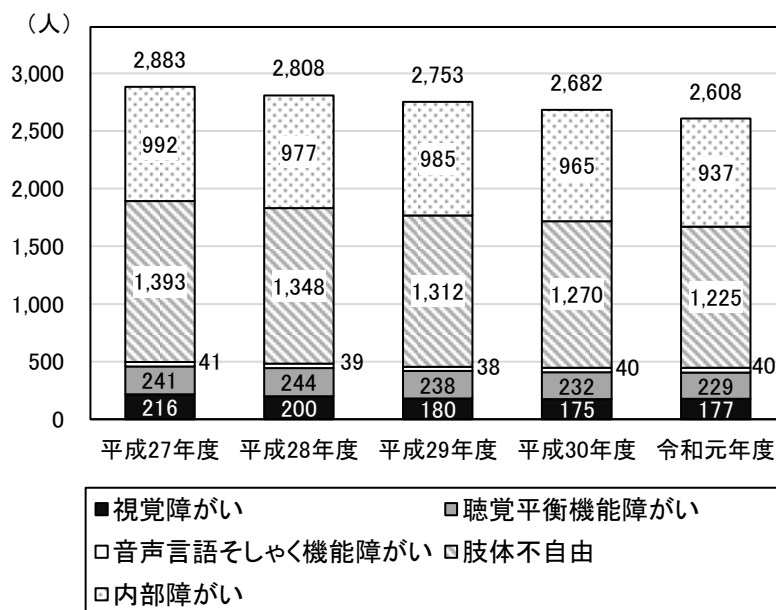
[図5] 【等級別】身体障害者手帳所持者数の推移



注) 1級が最重度です。

資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

[図6] 【種別】身体障害者手帳所持者数の推移



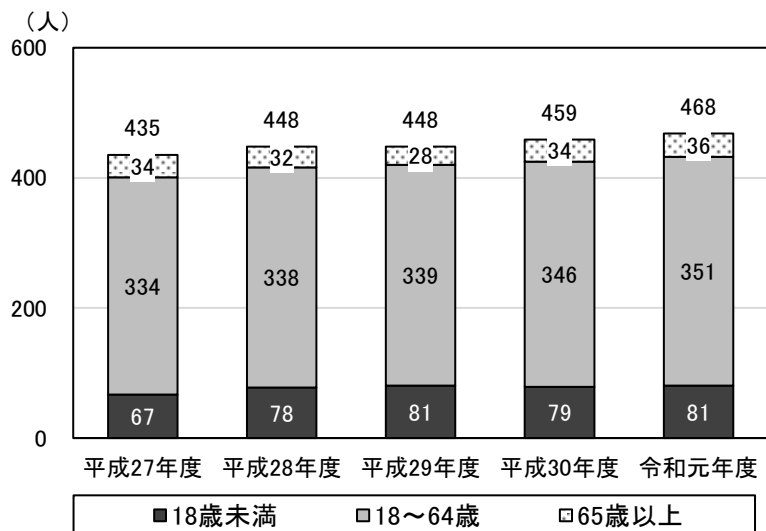
資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、各年代ともに増加傾向にあり、令和元年度では、18歳未満が81人、18～64歳が351人、65歳以上が36人となっています。

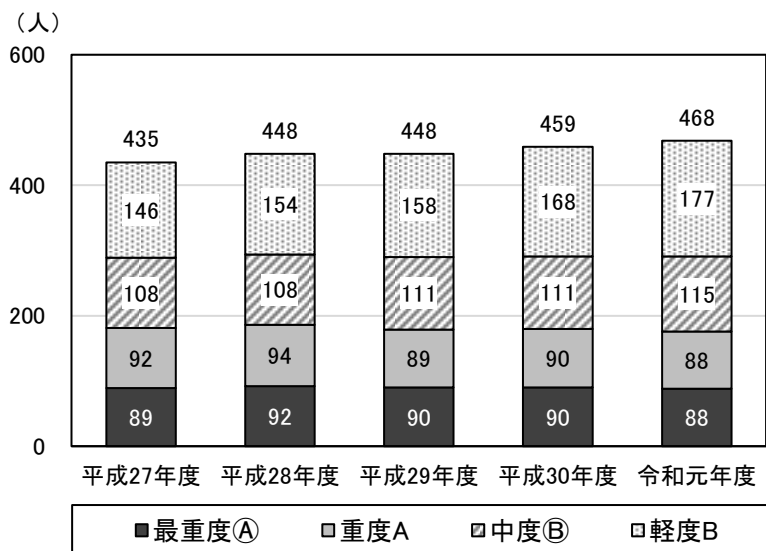
また、【程度別】にみると、各年度とも軽度Bがもっとも多く、年々増加しています。

[図7] 【年齢別】療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

[図8] 【程度別】療育手帳所持者数の推移



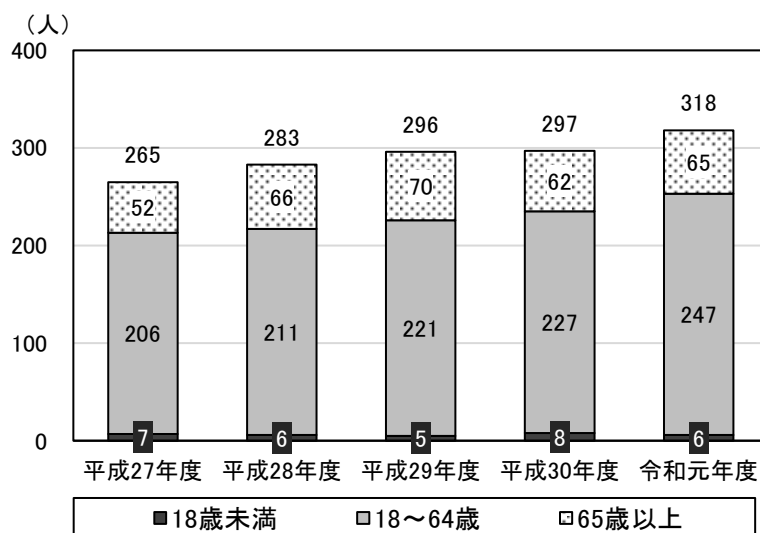
資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満は横ばいで推移しており、18～64歳、65歳以上では増加傾向にあります。令和元年度では、18歳未満が6人、18～64歳が247人、65歳以上が65人となっています。

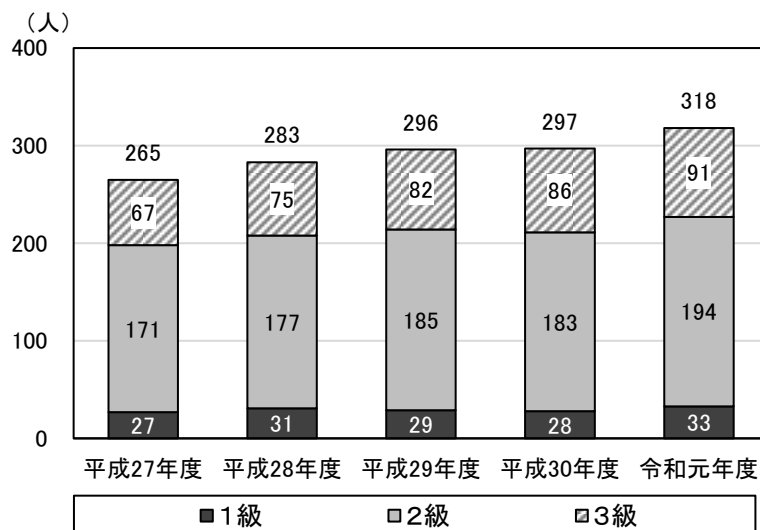
また、【等級別】にみると、1級、2級、3級いずれも増加傾向にあります。

[図9] 【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

[図10] 【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



注) 1級が最重度です。

資料：社会福祉課(各年度3月31日現在)

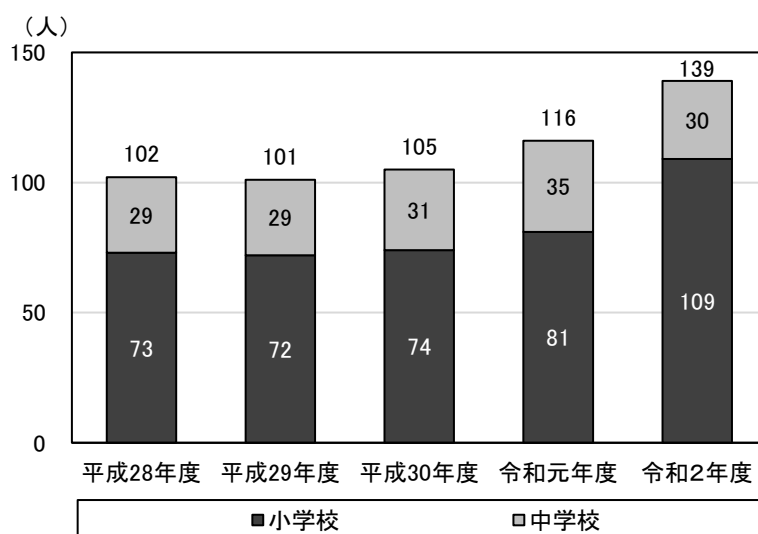
(5) 障がい児の推移

特別支援学級[※]の在籍者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和2年度では小学校が109人、中学校が30人となっており、小学校の特別支援学級在籍者は前年から28人増加しています。

通級指導教室[※]の在籍者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和2年度では発達障がい[※]が49人、言語聴覚が8人となっています。

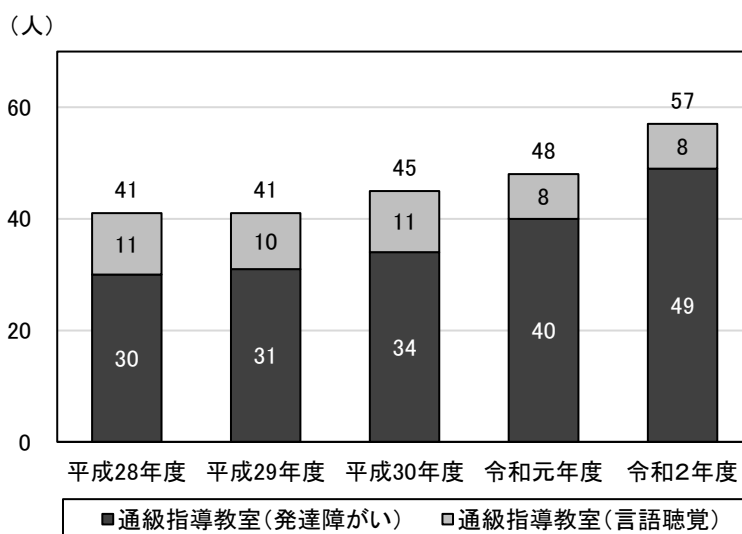
特別支援学校[※]の在籍者数の推移をみると、年度によって増減がありますが、令和2年度では小学部が22人、中学部が11人、高等部が34人となっています。

[図 11] 特別支援学級の在籍者数の推移



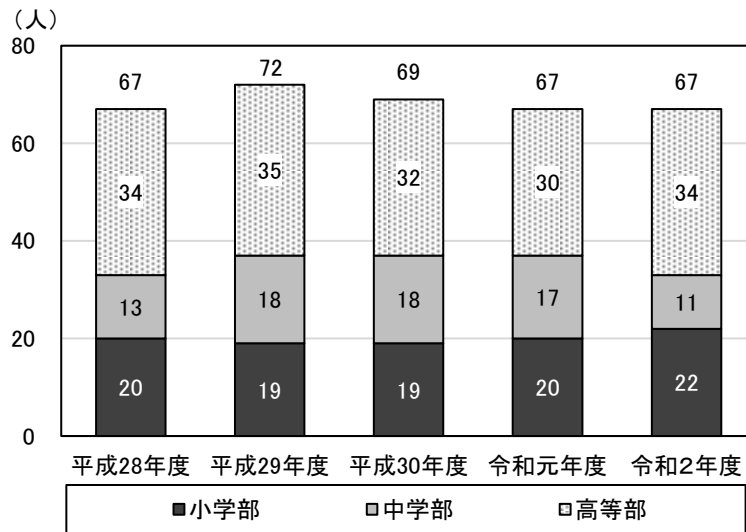
資料：学校教育課(各年度5月1日現在)

[図 12] 通級指導教室の在籍者数の推移



資料：学校教育課(各年度5月1日現在)

[図 13] 特別支援学校の在籍者数の推移

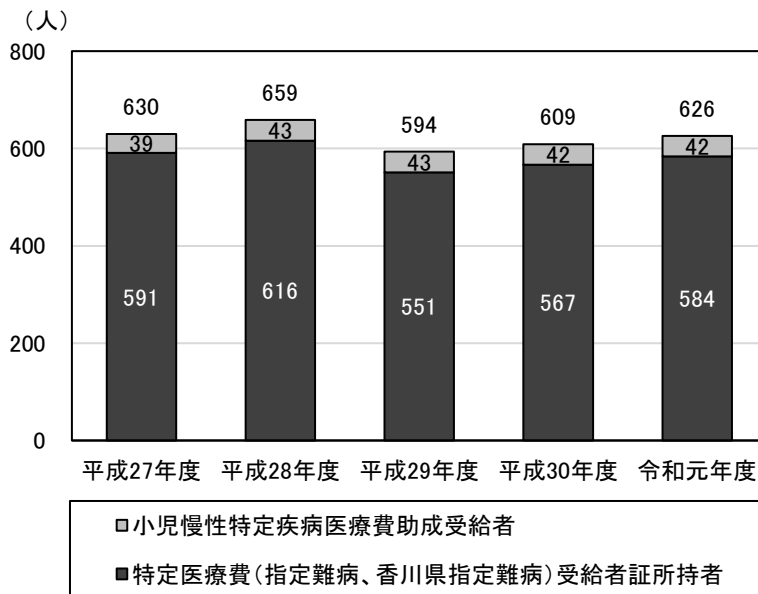


資料：香川県教育委員会特別支援教育課(各年度5月1日現在)

(6) 難病※患者等の推移

難病患者数の推移をみると、令和元年度では、特定医療費（指定難病、香川県指定難病）受給者証所持者数が584人、小児慢性特定疾病医療費助成受給者数が42人となっています。

[図 14] 難病患者数の推移



資料：香川県健康福祉部健康福祉総務課、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課（各年度3月31日現在）

3 アンケート調査の結果

<留意点>

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合で、小数点以下第2位を四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同じです。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 図表中のクロス（表）の見方について、上位3位の数値（%）に網掛け、上位1位の数値（%）を太文字で表記しています。

(1) 調査結果の抜粋（18歳以上）

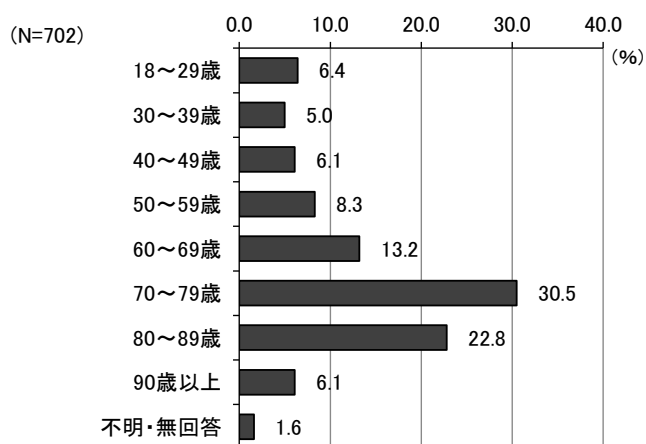
① 手帳所持者の状況について

- 回答者の約6割が70歳以上の高齢者となっています。

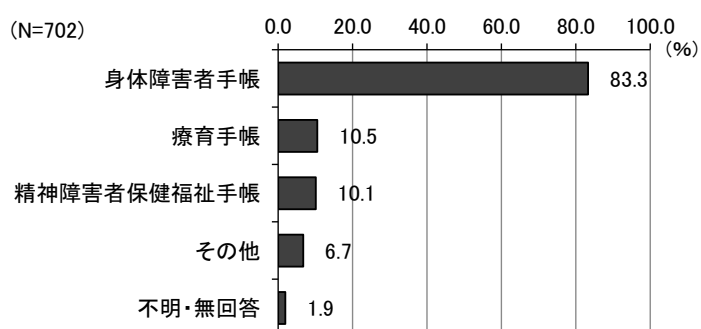
回答者の年齢についてみると、「70～79歳」が30.5%と最も高く、次いで「80～89歳」が22.8%、「60～69歳」が13.2%となっています。

お持ちの手帳等の種類についてみると、「身体障害者手帳」が83.3%と最も高く、次いで「療育手帳」が10.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.1%となっています。

■ 年齢



■ お持ちの手帳等の種類



② – 1 現在のお住まいの場について

■ 自宅で生活をしている方が約9割となっています。

現在のお住まいの場所についてみると、【全体】では「自宅」が86.6%と最も高く、次いで「医療機関（病院）」が3.0%、「高齢者福祉施設」が2.4%となっています。

手帳別では、【身体】【療育】【精神】ともに「自宅」が最も高くなっています。

■ お住まいの場（手帳別）

上段:件数 下段:%		問8 現在のお住まい、あるいは生活の場はどこですか。							
		合計	自宅	グループホーム(障がい者)	入所施設(障がい者)	医療機関(病院)	高齢者福祉施設	その他	不明・無回答
全体		702 100.0	608 86.6	4 0.6	11 1.6	21 3.0	17 2.4	13 1.9	28 4.0
手帳別	身体障害者手帳	585 100.0	510 87.2	1 0.2	9 1.5	16 2.7	15 2.6	10 1.7	24 4.1
	療育手帳	74 100.0	64 86.5	1 1.4	4 5.4	3 4.1	-	1 1.4	1 1.4
	精神障害者保健福祉手帳	71 100.0	58 81.7	2 2.8	-	5 7.0	-	2 2.8	4 5.6
	その他	47 100.0	34 72.3	-	1 2.1	4 8.5	2 4.3	-	6 12.8

② – 2 地域生活において必要な支援について

■ 在宅で利用できるサービスや医療ケアへのニーズが高くなっています。

地域生活において必要な支援についてみると、【全体】では「経済的な負担の軽減」が43.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が42.3%となっています。

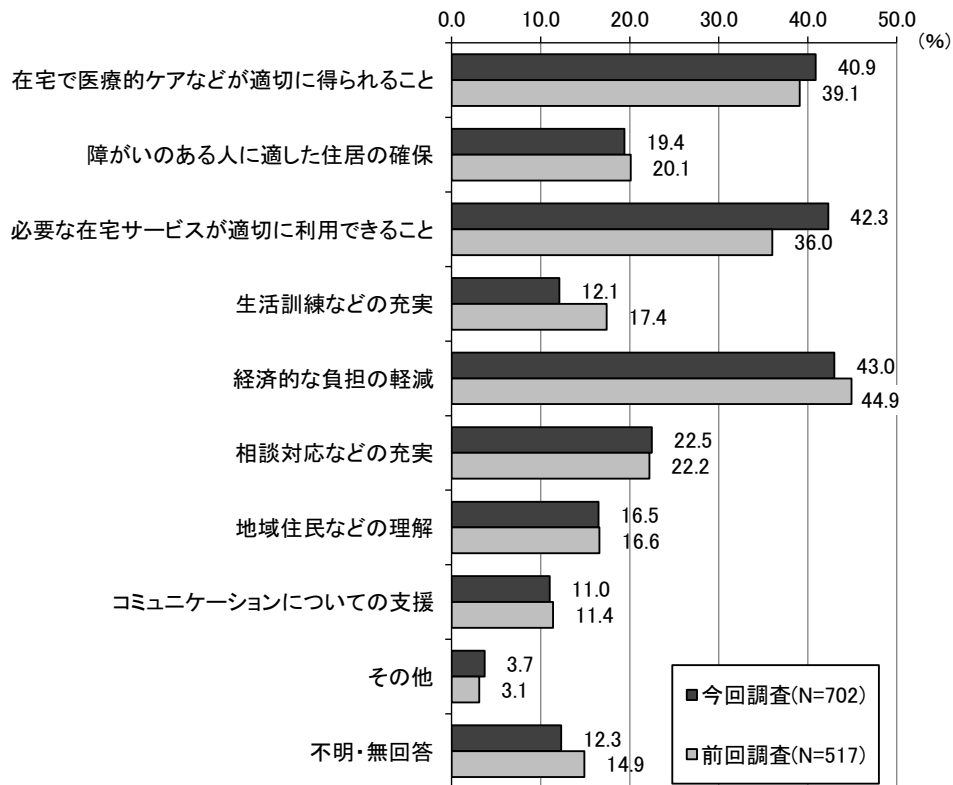
手帳別では、【身体】において「在宅で医療的ケア^{*}などが適切に得られること」、【療育】【精神】において「経済的な負担の軽減」がそれぞれ最も高くなっています。

また、前回調査結果と比較すると、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が6.3ポイント上昇しています。

■地域生活において必要な支援（手帳別／複数回答）

		問10 地域で生活するためには、どのような支援があれば良いと思いますか。										
上段:件数 下段:%	合計	在宅で医 療的ケア などが適 切に得ら れること	障がいのある人に 適した住 居の確保	必要な 在宅サー ビスが適 切に利用 できること	生活訓練 などの充 実	経済的な 負担の軽 減	相談対応 などの充 実	地域住民 などの理 解	コミュニ ケーション について の支援	その他	不明・無 回答	
全体	702 100.0	287 40.9	136 19.4	297 42.3	85 12.1	302 43.0	158 22.5	116 16.5	77 11.0	26 3.7	86 12.3	
手帳別	身体障害者手帳	585 100.0	268 45.8	102 17.4	263 45.0	68 11.6	239 40.9	119 20.3	86 14.7	55 9.4	19 3.2	77 13.2
	療育手帳	74 100.0	16 21.6	27 36.5	31 41.9	18 24.3	40 54.1	29 39.2	30 40.5	18 24.3	3 4.1	4 5.4
	精神障害者保健 福祉手帳	71 100.0	16 22.5	19 26.8	16 22.5	6 8.5	42 59.2	20 28.2	17 23.9	10 14.1	5 7.0	7 9.9
	その他	47 100.0	15 31.9	10 21.3	24 51.1	4 8.5	23 48.9	13 27.7	7 14.9	5 10.6	1 2.1	6 12.8

■地域生活において必要な支援（前回調査との比較／複数回答）

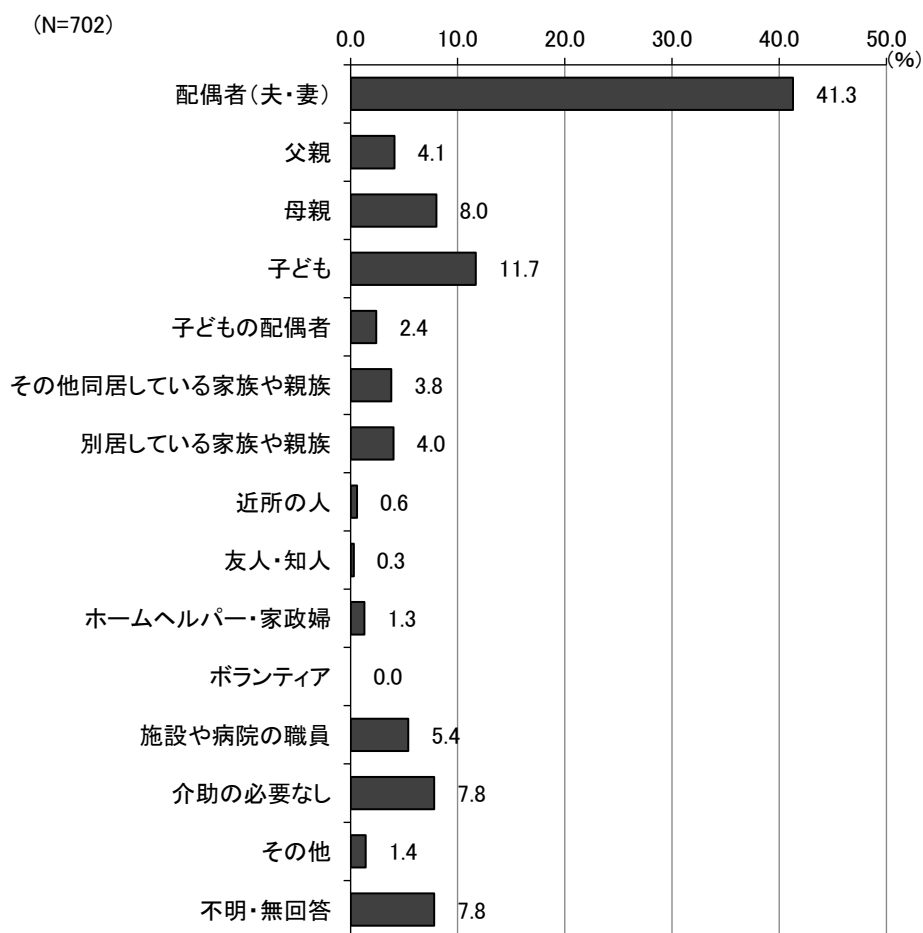


③-1 主な支援者について

■ 家族や親族による支援が7割を超えています。

主な支援者についてみると、「配偶者（夫・妻）」が41.3%ともっとも高く、次いで「子ども」が11.7%、「母親」が8.0%となっています。

■ 主な支援者について



③-2 主な支援者の年齢・健康状態について

■ 支援する家族・親族の高齢化がうかがえます。

主な支援者が家族・親族の場合の支援者の年齢についてみると、【全体】では「70～79 歳」が 33.5% ともっとも高くなっています。

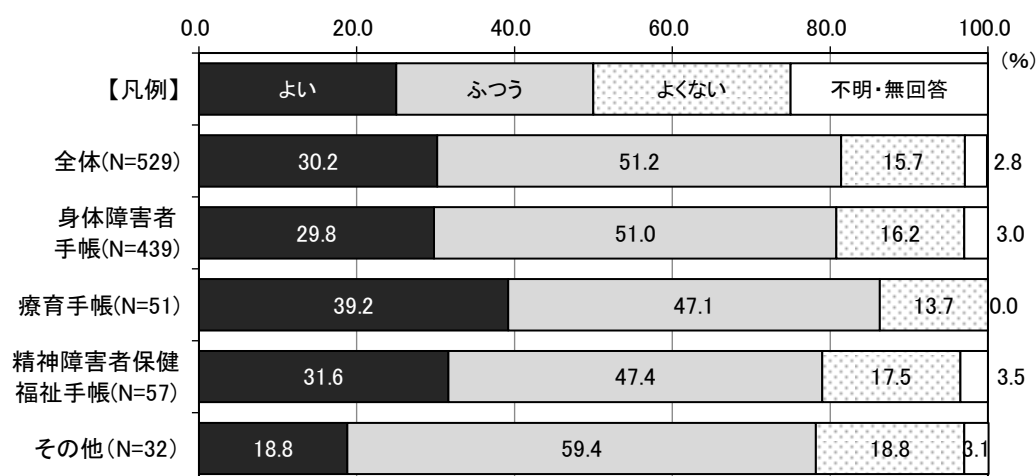
手帳別では、【身体】【精神】において「70～79 歳」、【療育】において「50～59 歳」がそれぞれもっとも高くなっています。

また、主な支援者の健康状態では、いずれも「ふつう」がもっとも高くなっています。

■ 主な支援者の年齢（主な支援者が家族・親族の場合）（手帳別）

		問11-1 ①支援してくれている主な方の年齢										
		合計	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明・無回答
上段:件数 下段:%												
全体		529 100.0	1 0.2	5 0.9	7 1.3	38 7.2	87 16.4	113 21.4	177 33.5	71 13.4	6 1.1	24 4.5
手帳別	身体障害者手帳	439 100.0	- -	4 0.9	5 1.1	25 5.7	73 16.6	91 20.7	154 35.1	64 14.6	5 1.1	18 4.1
	療育手帳	51 100.0	1 2.0	- -	- -	8 15.7	15 29.4	14 27.5	10 19.6	2 3.9	- -	1 2.0
	精神障害者保健福祉手帳	57 100.0	- -	1 1.8	2 3.5	7 12.3	5 8.8	14 24.6	17 29.8	6 10.5	1 1.8	4 7.0
	その他	32 100.0	- -	- -	- -	3 9.4	4 12.5	7 21.9	14 43.8	3 9.4	1 3.1	- -

■ 主な支援者の健康状態（主な支援者が家族・親族の場合）（手帳別）



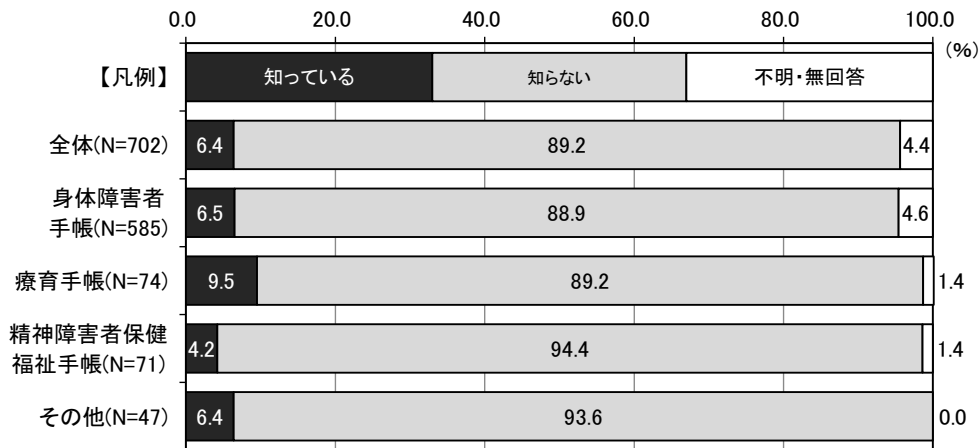
④-1 「観音寺市手話言語条例」の認知度について

■手話言語条例の認知度は1割程度となっています。

「観音寺市手話言語条例」、「観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行されたことを知っているかについてみると、【全体】では「知っている」が6.4%、「知らない」が89.2%となっています。

手帳別においても、いずれも「知らない」が「知っている」を上回っています。

■「観音寺市手話言語条例」、「観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の認知度（手帳別）



④-2 地域の人への障がいに対する理解について

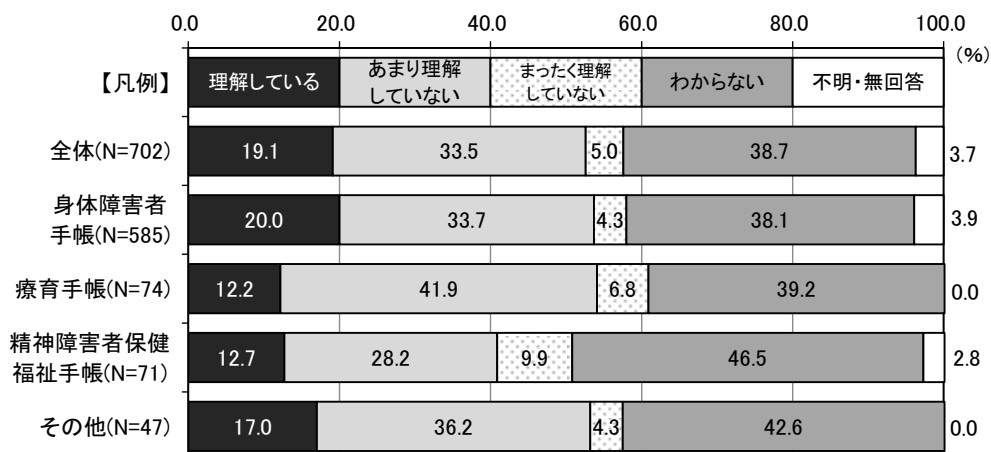
■地域の人への理解に関しては、手帳別で回答傾向に差があります。

地域の人への障がいに対する理解についてみると、【全体】では「わからない」が38.7%ともっとも高く、次いで「あまり理解していない」が33.5%となっています。

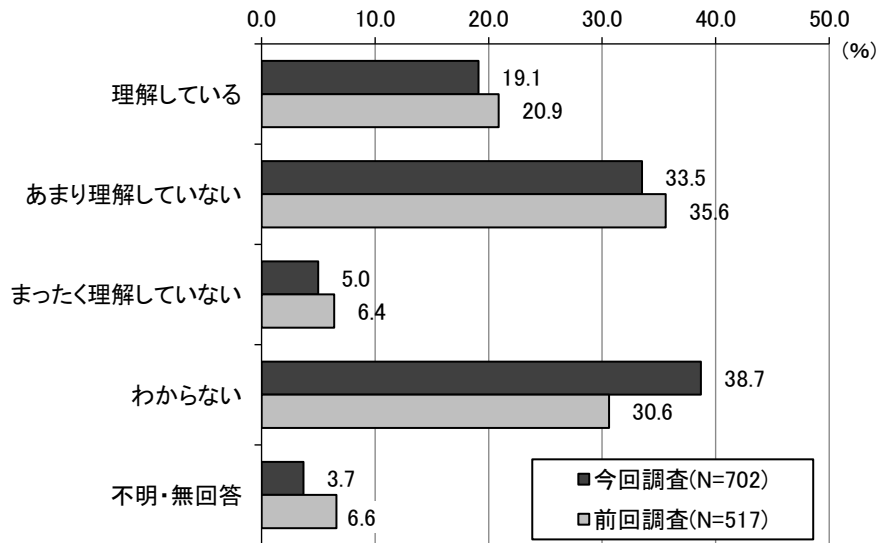
手帳別では、【療育】【精神】において「理解している」の割合が【身体】よりも低くなっています。

また、前回調査結果と比較すると、「わからない」の割合が上昇しており、「理解している」「あまり理解していない」「まったく理解していない」では大きな変化はありませんでした。

■地域の人への障がいに対する理解について（手帳別）



■ 地域の人への障がいに対する理解について（前回調査との比較）



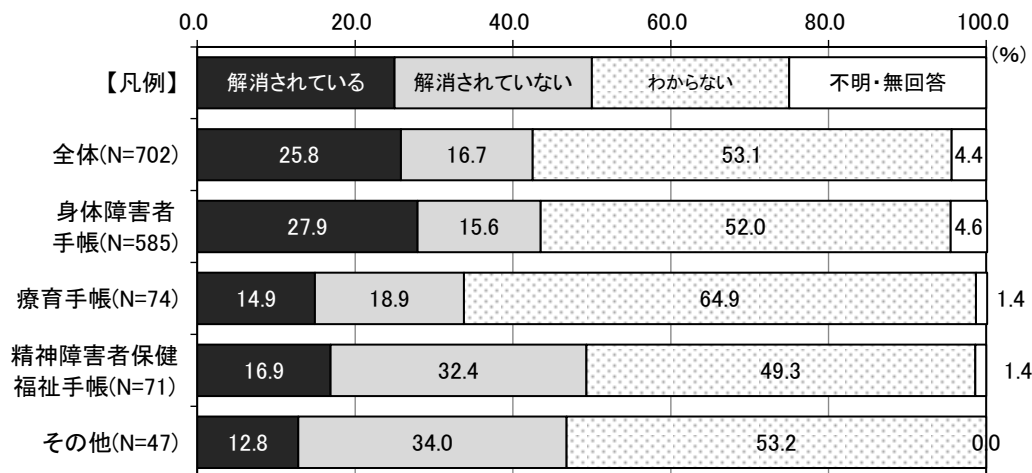
④ - 3 差別や偏見の解消について

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して、差別や偏見が「解消されていない」の割合が高くなっています。

5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は解消されてきたと思うかについてみると、【全体】では「わからない」が53.1%ともっとも高く、次いで「解消されている」が25.8%、「解消されていない」が16.7%となっています。

手帳別では、【精神】において「解消されていない」の割合が他の手帳よりも高くなっています。

■ 5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は解消されてきたと思うか。（手帳別）



⑤就労状況について

■現在、会社などで就労している方は約1割強となっています。

現在の就労状況についてみると、【全体】では「現在、仕事はしていない」が67.2%ともっとも高く、次いで「パートタイムやアルバイトとして働いている」が6.3%、「自営業をしている」が6.1%となっています。

手帳別では、【療育】において「就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用している」が24.3%、「会社などで正社員・正職員として働いている」が14.9%となっており、他の手帳よりも割合が高くなっています。

■現在の就労状況（手帳別）

		問25 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。										
		合計	現在、仕事はしていない	会社などで正社員・正職員として働いている	パートタイムやアルバイトとして働いている	就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用している	地域活動支援センターのサービスを利用している	自営業をしている	内職や自営業の手伝いをしている	わからない	その他	不明・無回答
上段:件数	下段:%											
全体		702	472	42	44	26	5	43	18	2	21	29
		100.0	67.2	6.0	6.3	3.7	0.7	6.1	2.6	0.3	3.0	4.1
手帳別	身体障害者手帳	585	425	31	32	6	1	40	15	1	16	18
		100.0	72.6	5.3	5.5	1.0	0.2	6.8	2.6	0.2	2.7	3.1
	療育手帳	74	23	11	7	18	3	-	2	2	5	3
		100.0	31.1	14.9	9.5	24.3	4.1	-	2.7	2.7	6.8	4.1
	精神障害者保健福祉手帳	71	43	1	6	9	1	4	2	-	1	4
	100.0	60.6	1.4	8.5	12.7	1.4	5.6	2.8	-	1.4	5.6	
その他	47	27	4	3	4	-	3	-	-	4	2	
	100.0	57.4	8.5	6.4	8.5	-	6.4	-	-	8.5	4.3	

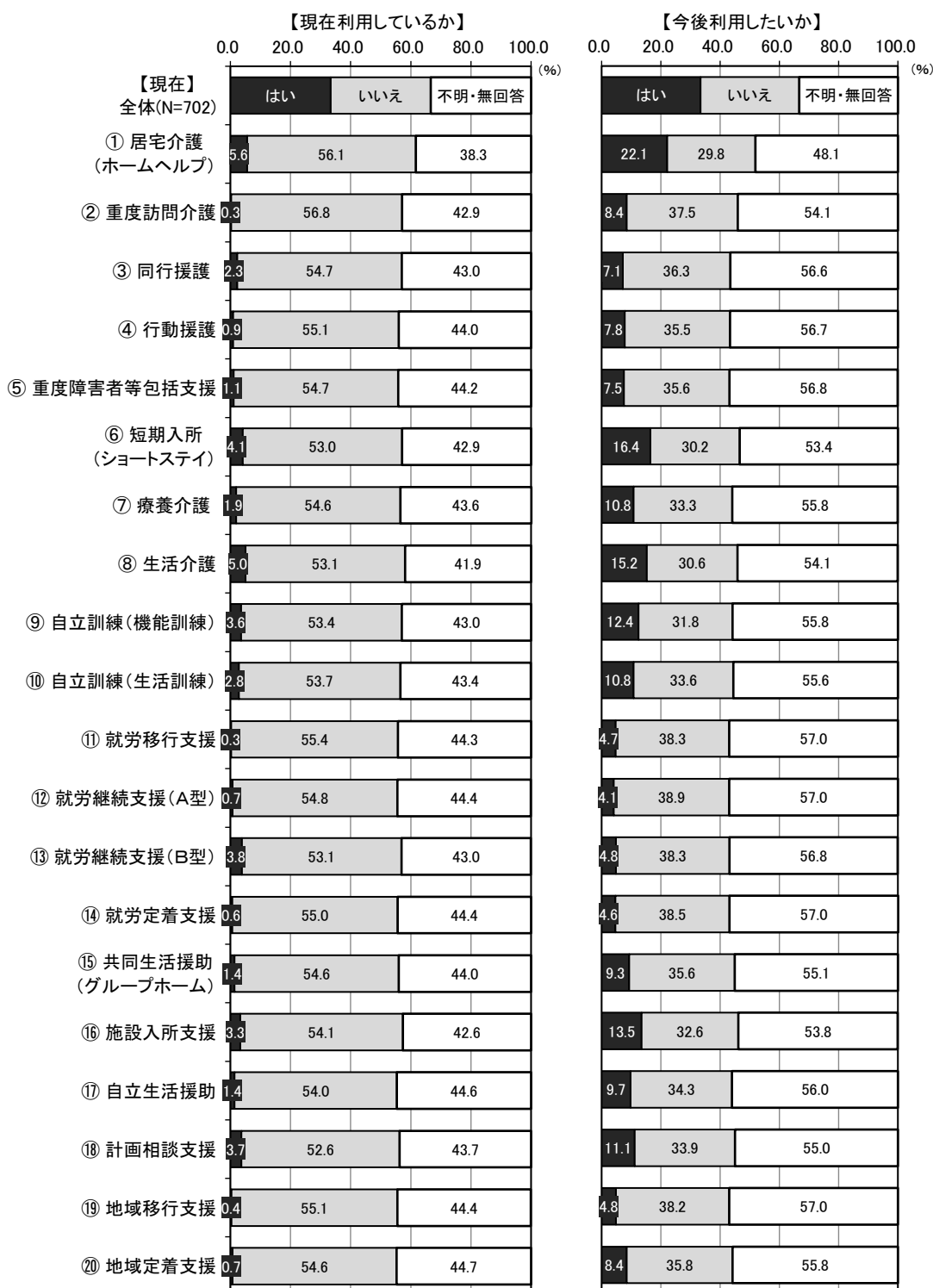
⑥-1 障害福祉サービスの利用状況について

■在宅生活を支える障害福祉サービスの利用意向がみられます。

現在利用しているサービスについてみると、「①居宅介護（ホームヘルプ）」「⑧生活介護」「⑬就労継続支援（B型）」が多くなっています。

今後利用したいサービスについてみると、「①居宅介護（ホームヘルプ）」、「⑥短期入所（ショートステイ）」「⑧生活介護」が多くなっています。

■現在利用している障害福祉サービス、今後利用したい障害福祉サービス（複数回答）



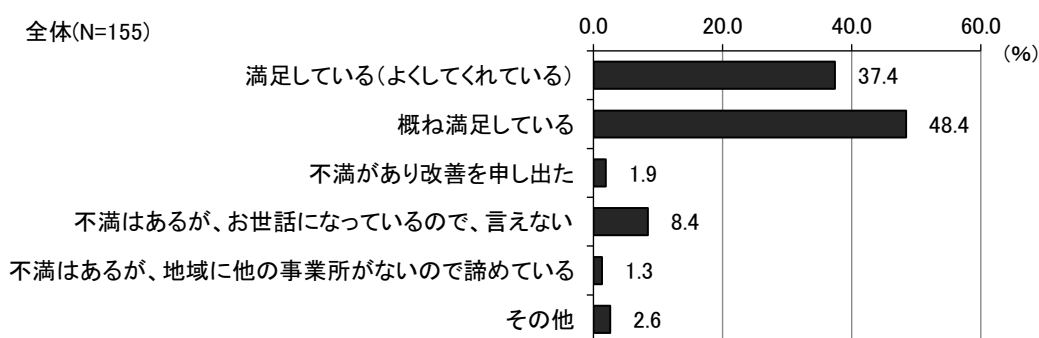
⑥ - 2 利用しているサービスの満足度について

■ 約 8 割の方がサービスに対して概ね満足しているとの回答でした。

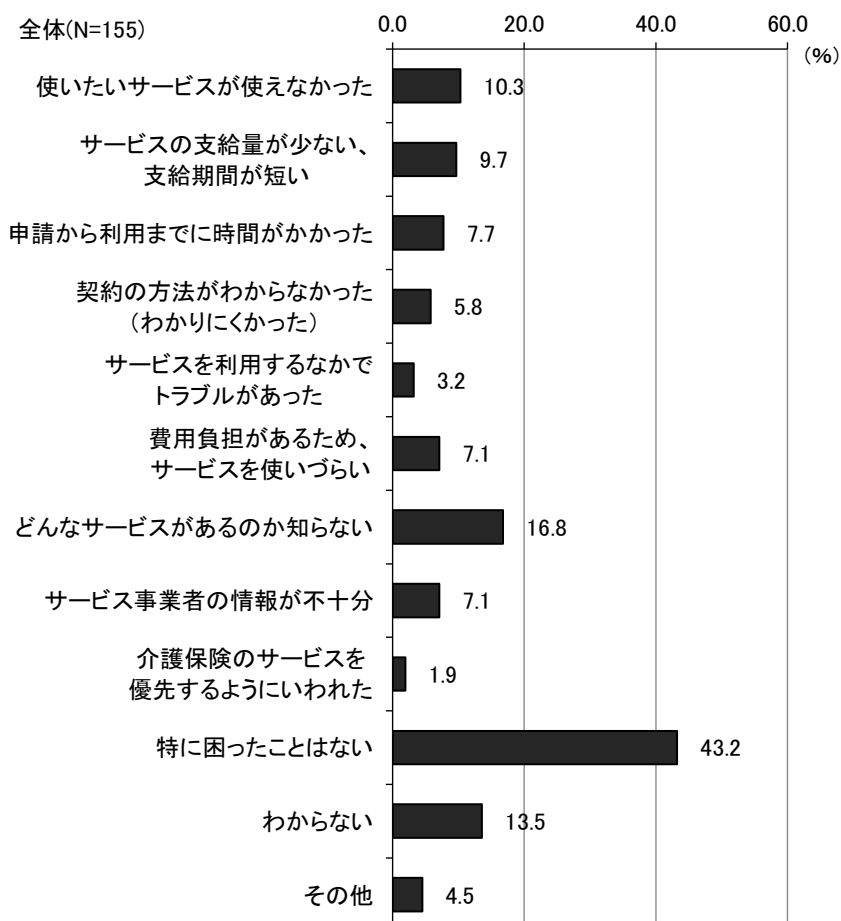
利用しているサービスの満足度についてみると、「概ね満足している」が 48.4% ともっとも高く、次いで「満足している（よくしてくれている）」が 37.4%、「不満はあるが、お世話になっているので、言えない」が 8.4% となっています。

また、福祉サービスを利用するときに困ったことがあったかについてみると、「特に困ったことはない」が 43.2% ともっとも高く、次いで「どんなサービスがあるのか知らない」が 16.8%、「わからない」が 13.5% となっています。

■ 利用しているサービスの満足度について



■ サービスを利用するときに困ったことについて（複数回答）



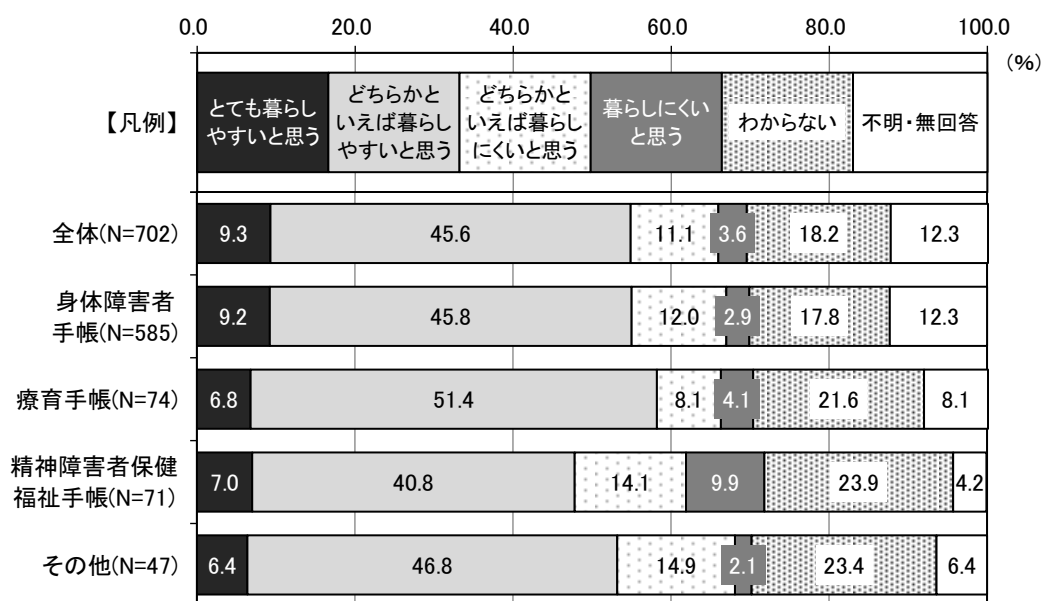
⑦-1 市の暮らしやすさについて

■暮らしやすいと感じている方は、5割強となっています。

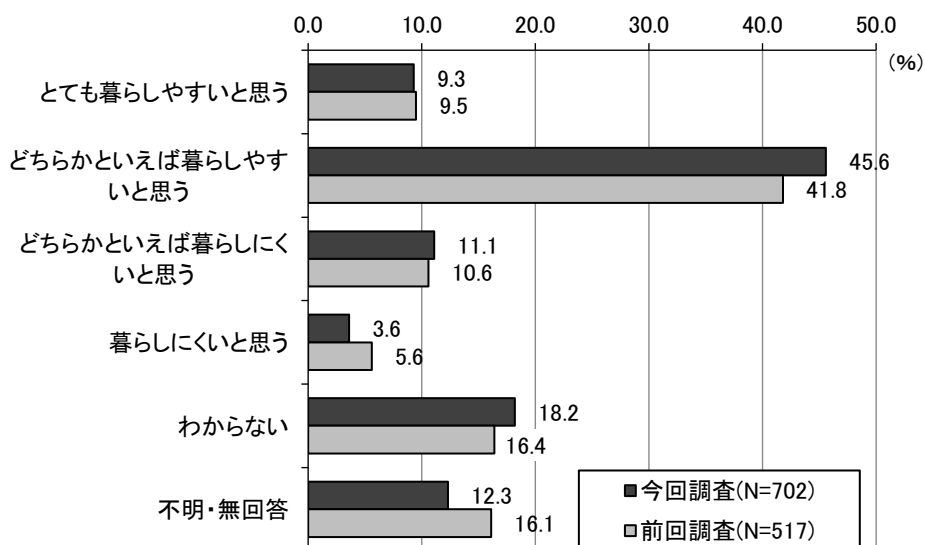
観音寺市は暮らしやすいかどうかについてみると、【全体】では、「どちらかといえば暮らしやすいと思う」が45.6%と最も高く、次いで「わからない」が18.2%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」が11.1%となっています。

また、前回調査結果と比較すると、「どちらかといえば暮らしやすいと思う」が3.8ポイント上昇しています。

■観音寺市は暮らしやすいかどうか（手帳別）



■観音寺市は暮らしやすいかどうか（前回調査との比較）



⑦ - 2 障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについて

■ 申請や手続きの分かりやすさや融通の利きやすいサービスが必要です。

障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについてみると、【全体】では、「申請や手続きの方法の簡易化」が 44.6% ともっとも高く、次いで「必要なときにすぐに利用できること」が 36.0%、「障がいの状態に応じた情報提供」が 33.6% となっています。

手帳別では、【身体】【精神】において「申請や手続きの方法の簡易化」、【療育】において「必要なときにすぐに利用できること」がそれぞれ高くなっています。

■ 障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと（手帳別／複数回答）

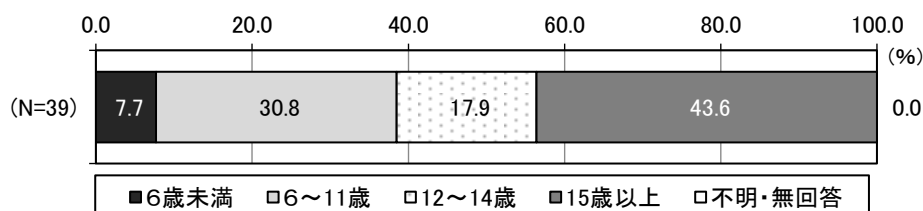
上段:件数 下段:%		問30 障がい福祉サービスを利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。												
		合計	申請や 手続き の方法 の簡易 化	障がい の状態 に応じた 情報提 供	自分に 適切な サービス について のアドバ イス	必要な ときにす ぐに利用 できるこ と	サービス の回数 や時間 の増加	身近な 場所 での通所 サービス の利用	施設の 職員など の技術・ 知識の 向上	ホームヘルパー などの職 員数の 増加	サービス の費用 負担の 軽減	特にな い	その他	不明・無 回答
全体	702 100.0	313 44.6	236 33.6	210 29.9	253 36.0	85 12.1	91 13.0	67 9.5	73 10.4	180 25.6	58 8.3	8 1.1	123 17.5	
手帳別	身体障害者手帳	585 100.0	258 44.1	192 32.8	171 29.2	208 35.6	70 12.0	69 11.8	48 8.2	63 10.8	155 26.5	49 8.4	5 0.9	108 18.5
	療育手帳	74 100.0	34 45.9	33 44.6	23 31.1	36 48.6	7 9.5	18 24.3	14 18.9	3 4.1	11 14.9	5 6.8	3 4.1	9 12.2
	精神障害者保健 福祉手帳	71 100.0	35 49.3	21 29.6	24 33.8	24 33.8	9 12.7	11 15.5	11 15.5	5 7.0	16 22.5	7 9.9	2 2.8	7 9.9
	その他	47 100.0	22 46.8	17 36.2	15 31.9	22 46.8	5 10.6	10 21.3	5 10.6	6 12.8	15 31.9	5 10.6	1 2.1	6 12.8

(2) 調査結果の抜粋 (18 歳未満)

① お子さんの年齢について

お子さんの年齢についてみると、「15 歳以上」が 43.6% ともっとも高く、次いで「6～11 歳」が 30.8%、「12～14 歳」が 17.9%、「6 歳未満」が 7.7% となっています。

■ お子さんの年齢について

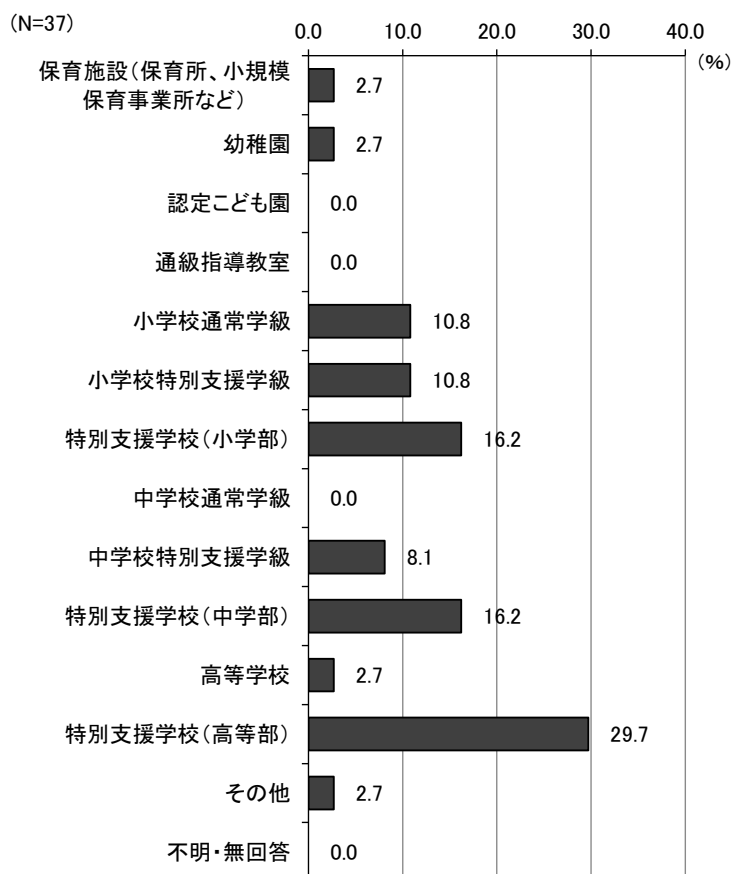


② 通園・通学の状況について

■ 年齢が上がると特別支援学校への進学が多くなっています。

現在の通園・通学場所についてみると、「特別支援学校 (高等部)」が 29.7% ともっとも高く、次いで「特別支援学校 (小学部)」 「特別支援学校 (中学部)」が 16.2%、「小学校通常学級」「小学校特別支援学級」が 10.8% となっています。

■ 現在の通園・通学場所



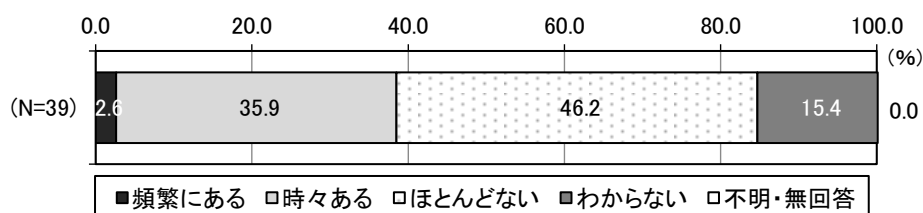
③差別や偏見等の経験について

■約4割の方が差別や偏見を感じる機会があると回答しています。

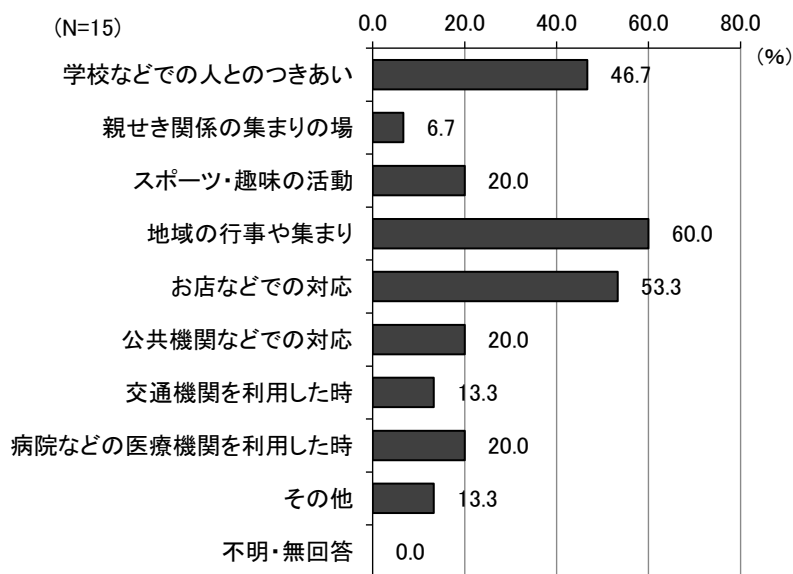
お子さんが日常生活において、(1)差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがあるかどうかについてみると、「ほとんどない」が46.2%ともっとも高く、次いで「時々ある」が35.9%、「わからない」が15.4%となっています。

(2)どのような時にそれを感じたかについてみると、「地域の行事や集まり」が60.0%ともっとも高く、次いで「お店などでの対応」が53.3%、「学校などでの人とのつきあい」が46.7%となっています。

■(1)差別や偏見などを感じることの有無について



■(2)どのような時に感じたかについて(複数回答)

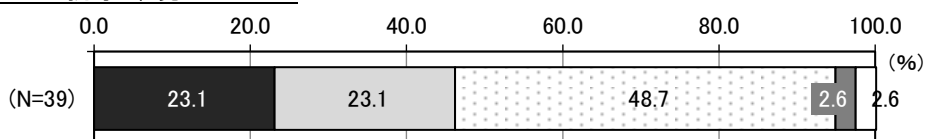


④お子さんにとって望ましい就学環境について

■望ましい就学環境として、特別支援学校で専門的な教育や支援を受けられることを希望する方が約半数となっています。

お子さんにとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思うかについてみると、「特別支援学校において、専門的な教育や支援が受けられる環境」が48.7%と最も高く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育や支援が得られる環境」「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育や支援が得られる環境」が23.1%、「その他」が2.6%となっています。

■望ましい就学環境について



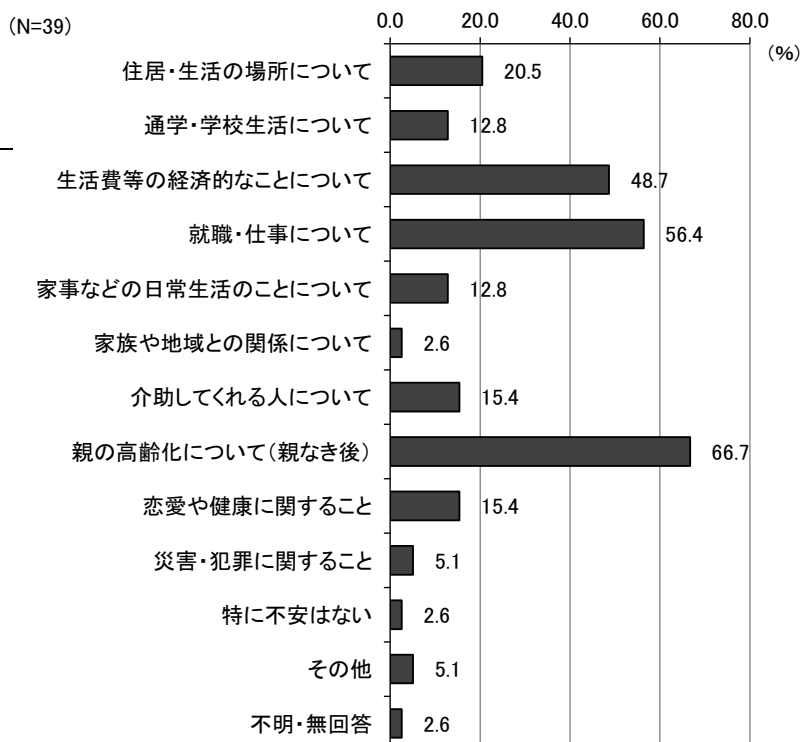
- 地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育や支援が得られる環境
- 地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育や支援が得られる環境
- 特別支援学校において、専門的な教育や支援が受けられる環境
- その他
- 不明・無回答

⑤お子さんの将来を考えて特に不安に思うことについて

■約7割の方が、親なき後への不安を感じています。

お子さんの将来を考えて特に不安に思うことについてみると、「親の高齢化について（親なき後）」が66.7%と最も高く、次いで「就職・仕事について」が56.4%、「生活費等の経済的なことについて」が48.7%となっています。

■お子さんの将来を 考えて特に不安に思う ことについて（複数回答）



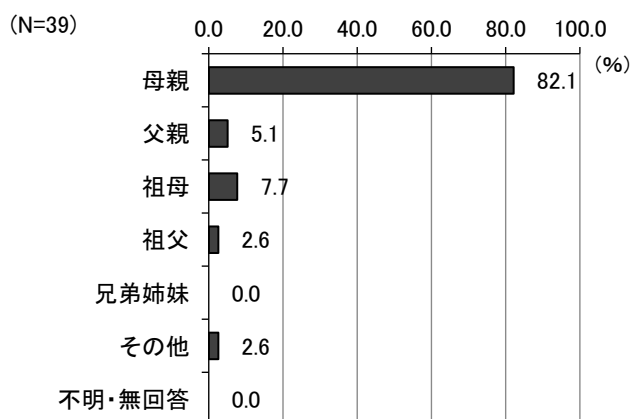
⑥お子さんの支援について

■お子さんの支援などを援助してくれる方がいないとの回答が2割を超えています。

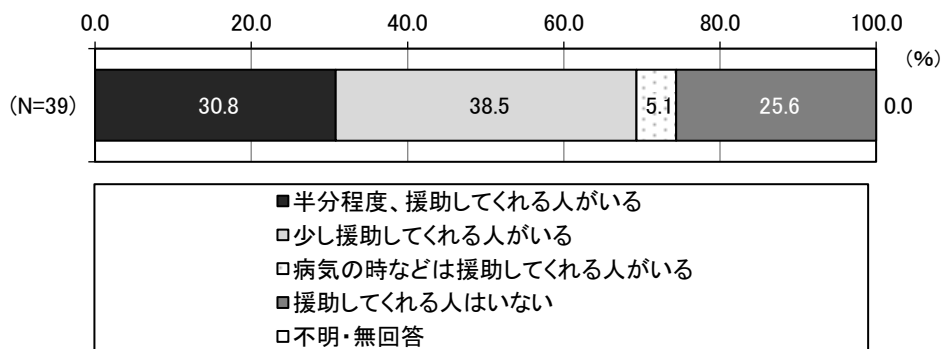
主にお子さんをみている方についてみると、「母親」が82.1%ともっとも高く、次いで「祖母」が7.7%、「父親」が5.1%となっています。

お子さんの支援などについて、援助してくれる方はいらっしゃるかについてみると、「少し援助してくれる人がある」が38.5%ともっとも高く、次いで「半分程度、援助してくれる人がある」が30.8%、「援助してくれる人はいない」が25.6%となっています。

■主にお子さんをみている方について



■お子さんの支援などを援助してくれる方について



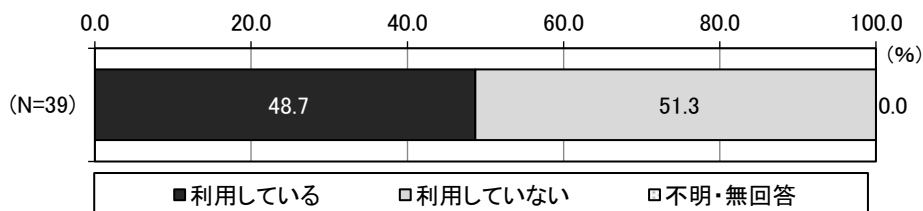
⑦-1 福祉サービスの利用状況について

■回答者のうち、現在福祉サービスを利用している方は約半数となっており、利用できる事業所が少ないことが不満点としてあがっています。

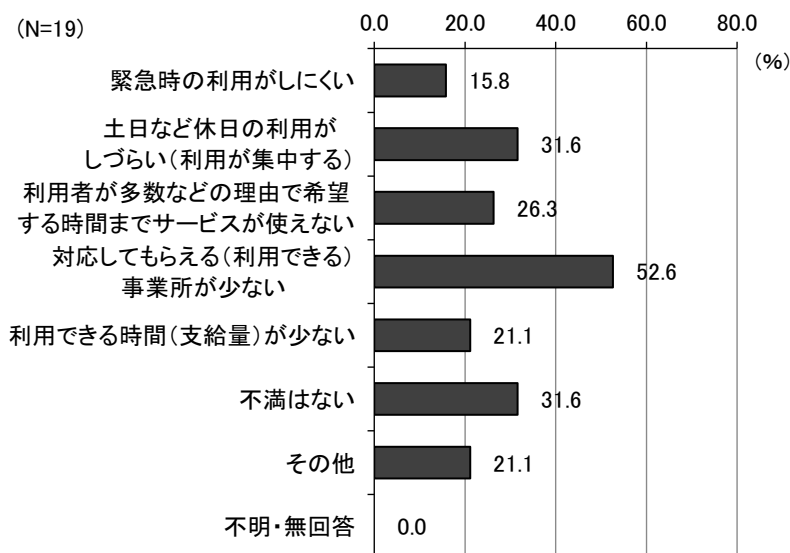
お子さんは、現在福祉サービスを利用しているかについてみると、「利用していない」が51.3%、「利用している」が48.7%と「利用していない」が上回っています。

現在利用しているサービスで不満な点についてみると、「対応してもらえる（利用できる）事業所が少ない」が52.6%ともっとも高く、次いで「土日など休日の利用がしづらい（利用が集中する）」「不満はない」が31.6%、「利用者が多数などの理由で希望する時間までサービスが使えない」が26.3%となっています。

■現在の福祉サービスの利用状況



■福祉サービスを利用中の方で、利用しているサービスの不満な点（複数回答）



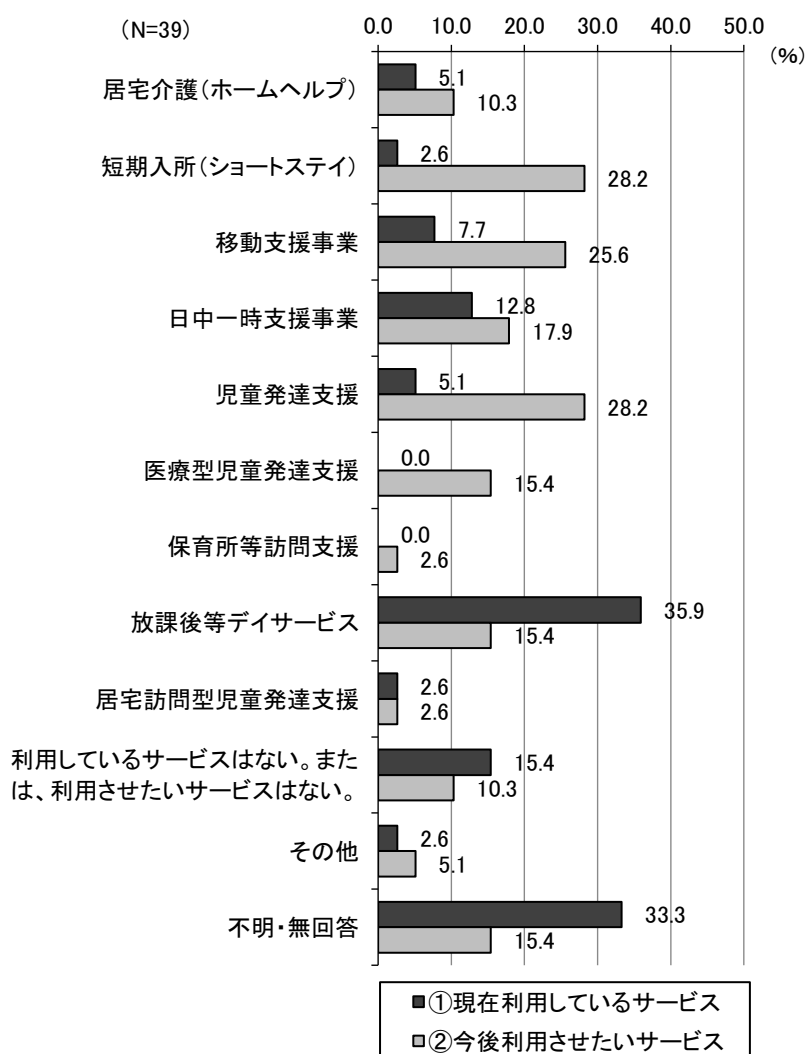
⑦ - 2 今後の福祉サービスの利用意向について

■現在は「放課後等デイサービス」の利用が多く、今後についてみると「短期入所」や「児童発達支援」の利用意向が高くなっています。

①お子さんが現在利用しているサービスについてみると、「放課後等デイサービス」が35.9%と最も高く、次いで「利用しているサービスはない」が15.4%、「日中一時支援事業」が12.8%となっています。（「不明・無回答」を除く）

②今後、お子さんに利用させたいサービスについてみると、「短期入所（ショートステイ）」「児童発達支援」が28.2%と最も高く、次いで「移動支援事業」が25.6%、「日中一時支援事業」が17.9%となっています。

■現在利用している障害福祉サービス、今後利用させたい障害福祉サービス（複数回答）



4 事業所アンケートの調査結果の抜粋

(1) 利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）ができなかったサービスと理由

サービス	理由
短期入所	・希望される時間帯（又は時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた ・重度者のためマンツーマン対応が必要だった
居宅介護	・通院の場合、サービス終了の時間が分からないのでさらに受け入れにくい
就労継続支援B型	・定員に達していたので受け入れを見合わせた
放課後等デイサービス	・事業所だけでは対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度など）

(2) 提供するサービスの質の向上に向けた課題（上位5位）

課題	件数
職員応募者が少ない	9件
職員の資質向上	8件
事業所内施設の改善	5件
利用者のニーズの把握	
事務作業の負担軽減	4件
専門性の高いニーズへの対応	

(3) 不足していると感じるサービスや支援と、不足している原因

不足していると感じるサービス・支援	原因
共同生活援助 （グループホーム） （4件）	・利用者家族の高齢化などで、今後グループホームに入りたいとの要望が多いが、入れるホームがない ・職員確保の厳しさや報酬単価など ・利用者が在宅で生活できなくなった時の生活の場の不足
短期入所 （3件）	・宿泊を伴う一時預かり的な事業が少ない印象があるため ・職員の人員確保が難しいためではないかと思う
放課後等デイサービス	・夏休み等児童の預かりの場の不足
施設入所支援	・感染予防対策を行っているが、地域の感染者増加により、在宅の利用者を受け入れることが困難になり、必要なサービスが提供できない
施設入所支援・生活介護	・どの施設も現状は定員いっぱい（満床等）で待機者がたくさんいる

不足していると感じるサービス・支援	原因
バス、公共の乗り物	・障がい者の方で、バイク、車の免許を持っていない人が多くいる。公共の乗り物割引
居宅介護	・事業所としても受け入れできればとは考えているが、現状としてはヘルパーが不足している。また、通院介助の場合は終了時間が不明で、ヘルパーを長時間確保することが困難
福祉人材確保の機会を増やしてほしい	・就職面接会のようなものが現在ない。話を聞いてみたいだけという人とでもまずは話をしてみたい
強度行動障がいの方に対応できる施設	・強度行動障がいの方が入所していたが、寝たきり介護状態から元気になり、他者への他害行為が見られるようになった。施設の特長として、身体障がいの方を主に対応しているため、受け入れていただける施設を探したが見つからない。原因は支援する職員の不足にある
相談支援専門員	・相談支援専門員が一般的にどれくらいの人数の利用者と関わっているのか分からないが、大人数の利用者と本当に真摯に向き合っていけるのか疑問を感じる

(4) 相談体制やサービスの情報提供について不足していることや今後取り組むべきこと

情報提供について
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から施設内の出来事を教えてほしいと要望があったので、定期的に会報を配ることを検討している ・ホームページ、SNSでの積極的な発言 ・相談支援事業を休止してから子どもの情報が全くなくなってしまった。新規の受け入れの話もほとんどなくなった。相談しやすい場の提供が必要 ・サービスの情報提供や啓発活動をもっとしてほしい
他機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所を併設しているので、連携を図りながら相談体制を整えたい ・利用者の受診の際に、病状や日常の様子などうまく伝えることができないことで症状の悪化やトラブルなどが起きる可能性が高いため、病院とのやり取りがスムーズにいくようにしたい ・児童発達支援や放課後等デイサービスの認知度はまだまだ低く、療育の機会を逃している方も多と思う。保育園や教育機関との関係性の構築が必要だと思う ・相談支援専門員は障がいを持つ方やそのご家族の相談に乗り、要望を伺い各種サービス事業所などを紹介し、必要に応じて連絡調整を行うとても重要な役割を担っている。そのサービスをスムーズに提供するためには横の連携がとても大切 ・利用可能な福祉サービスの量が少ない（選択できるだけの事業所がない）なか、行政、学校、福祉、相談支援事業が連携して後のフォローをすることが特に大事

職員の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・相談員のスキルアップ ・ヘルパーの高齢化もあり、家事援助に対応できても、身体介護や入浴、体位変換、移乗行為となると、派遣できるヘルパーが極端に少ない
共生型サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化が進んでおり、介護保険と障害福祉サービスの柔軟な併用が望まれる。障がい者系グループホームを起点に、ある週は障がい系サービス、ある週は老人系サービスを利用しつつ徐々に老人系サービスに移行できるような形、老人福祉・障害福祉の情報共有ができたらいと感じている
不足しているサービスへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所や放課後等デイサービス等、新たな事業所ができてはいるがすぐに定員いっぱいになる状況で、まだまだ数が足りない ・三観地域は居宅介護事業所の数が少ない。ヘルパー不足。利用者の希望通りの支援が受けられない時がある ・移動支援で長時間付き添いできる事業所ヘルパーが少ない ・福祉車両を所持し、移動支援と兼ねて利用できる事業所が望まれているが、そういった事業所は2か所しかなく、一部の利用者が利用しているのみで新規で利用を希望しても受けしてもらえない現状がある ・強度行動障がいの方が生活できる場、受け入れ先（施設等）がないため、グループホームをつくってほしい ・福祉車両をもっているヘルパー事業所が少ないため、利用者のニーズに応えられていない。公共交通機関（JR、バス）に行くまでの手段がない。個別に利用できる福祉車両は受診や余暇活動の充実等、社会参加に活かせると思われるが充実していない



第3章 計画の基本的な考え方



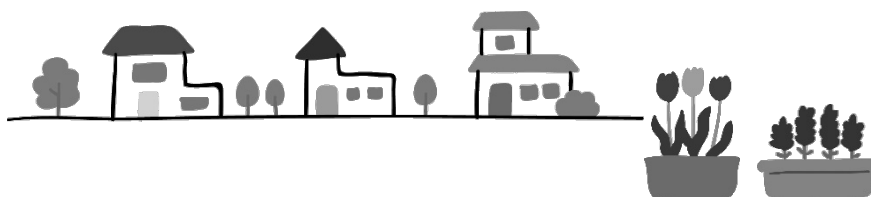
1 基本理念

障害者基本法は、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校など日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、ともに支え合う「共生社会」の実現を求めています。

そのため本市では、障がいの有無やそれぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりを進め、障がいのある人が、住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる観音寺市を目指し、「ともに暮らし 自立し 社会参加できるまち」を計画の基本理念に掲げてきました。

本計画でも引き続きこの基本理念を継承し、行政や障がい者団体をはじめ関係機関、企業、地域住民などのさまざまな主体と連携、協働しながら、障がいのある人の社会参加を支え、障がいのある人が身近な地域でいきいきと自分らしく暮らせる共生社会の実現を目指します。

ともに暮らし 自立し
社会参加できるまち



2 基本的な視点

計画の基本理念を実現するため、障がいのある人を取り巻く状況等を踏まえ、以下の基本的な視点に立ち、各種施策の充実を図ります。

視点

1 ライフステージ※に応じた包括的な支援

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るために、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。

こうした支援体制を整備するにあたり、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズに対応するためには、保健、医療、福祉などの関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

また、地域での生活には、保健、医療、福祉のほか、障がい児の基本的な生活能力の向上や将来の社会参加につなげていくためのきめ細かな教育の充実を図ることが重要です。

視点

2 障がいに対する理解と差別の禁止

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、地域で暮らす障がいのある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、正しい理解を深め、障がいのある人を地域で支え合う意識づくりが求められています。

しかしながら、障がいのある人に対する差別や偏見は、依然として存在していることがうかがえます。今後も差別や偏見の解消に向けて啓発活動などの取り組みを推進していくことが求められます。

視点

3 障がいのある人の継続的な雇用と就労支援

「働く」ということは生活していくための収入を得るだけでなく、生きがいにつながる重要な意味を持っています。また、就労できる環境を整備することは障がいのある人が地域で安心して暮らしていく上でも重要です。

そのため、障がいのある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うために、関係機関との連携を一層進め、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、障がいのある人の就労や施設の活動について理解を深めるため、障害者就労施設などが地域に開かれた魅力ある場となることが求められています。

3 基本目標

本計画における基本理念や基本的な視点に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと自分らしい生活を送ることができるように支援するため、以下の基本目標を設定し、計画を推進します。

▶ 基本目標 1 地域の生活を支える生活支援の充実

障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、相談支援体制や障害福祉サービスなどの充実、地域福祉活動の推進、保健・医療の充実などを進めながら、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

▶ 基本目標 2 切れ目のない障がい児支援

障がい児の成長を支えていくため、保健、医療、福祉、保育、教育などの連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

また、共生社会の形成につながるよう、障がいのある子どもとない子どもとの交流機会の拡充によって、お互いを正しく理解し、ともに助け合う大切さを学べる環境づくりを目指します。

▶ 基本目標 3 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、市が差別解消に向けて取り組むとともに、市民の理解と協力を得られるような相互理解や啓発活動の充実、権利擁護の推進、意思疎通支援の向上などに取り組めます。

▶ 基本目標 4 社会参加の拡充

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用、就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を推進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、移動支援の充実などに取り組めます。

▶ 基本目標 5 安全・安心なまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるように、バリアフリー[※]やユニバーサルデザイン[※]の視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティ[※]の向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組めます。

4 施策の展開

基本理念

ともに暮らし 自立し 社会参加できるまち

基本的な視点

- 1 ライフステージに応じた包括的な支援
- 2 障がいに対する理解と差別の禁止
- 3 障がいのある人の継続的な雇用と就労支援

理念実現に向けた基本目標

目標達成のための取り組みの方向

1 地域の生活を支える
生活支援の充実

- (1) 総合的な相談支援体制の整備
- (2) 地域生活を支えるサービスの充実
- (3) 地域福祉活動の推進
- (4) 地域の保健・医療体制の充実

2 切れ目のない
障がい児支援

- (1) 療育支援の推進
- (2) 個性や特性に応じた教育の推進

3 差別の解消及び
権利擁護の推進

- (1) 差別の解消と権利擁護の推進
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政サービスなどにおける配慮の推進

4 社会参加の拡充

- (1) 雇用、就労の促進
- (2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (3) 交流、外出支援の充実

5 安全・安心な
まちづくり

- (1) 生活環境の整備
- (2) 情報アクセシビリティの向上
- (3) 住まいの確保
- (4) 災害や犯罪などの防止、軽減対策



1 地域の生活を支える生活支援の充実

(1) 総合的な相談支援体制の整備

<施策の方向>

- 障がいのある人のさまざまな相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につなげます。
- 障がいのある人本人の意思を尊重したきめ細やかな相談支援の提供に努めるとともに、相談機能の拡充、体制の強化に努めます。

① 相談支援体制の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
相談支援事業の充実	障がいのある人やその家族からの総合的で専門的な相談に応じるため、相談者の年齢や障がいの種類や程度など、一人ひとりの状況やライフステージに応じた支援や本人が希望するライフスタイルなどへの対応を充実していくための相談支援事業を実施します。
相談窓口の周知	市が実施する相談窓口や地域で活動する身体障害者相談員、知的障害者相談員 [※] の周知、活用に向けて、市の広報紙やホームページを利用した情報提供の充実に努めます。
サービス等利用計画の質の向上	指定特定相談支援事業者 [※] 等の作成するサービス等利用計画が利用者の支援につながるため、その質を向上させるための指導監査を継続するとともに、普段から市へ提出されたサービス等利用計画の点検を十分に行います。
発達障害総合支援センターの設立	発達障がいの切れ目のない支援に向けて、発達障害総合支援センターの設立に向けて取り組み、相談支援の充実に図ります。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

<施策の方向>

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉年金や各種手当、税の控除や減免等の各種福祉制度について、市の広報紙やホームページでその周知を図り、障がいのある人への情報提供に努めます。

① 障害福祉サービスなどの充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
障害福祉サービス等の提供体制の充実	障がいのある人の住み慣れた地域での生活や社会参加、日中活動を支援するため、当事者の自己選択と自己決定を尊重しながら障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の充実に努めます。 障害福祉サービス事業所と連携し、市内で不足しているサービスや利用者のニーズの把握を継続的に行い、必要なサービスの質と量の確保に努めます。
福祉人材の確保	障害福祉サービスの担い手となる支援人材の確保と資質の向上について、三観地域自立支援協議会、市内事業者、国や県、ハローワークや学校等の関係機関と連携して取り組みます。
地域生活支援拠点の機能充実	地域生活支援拠点については、地域における居住支援として、障害保健福祉圏域における障害福祉施設及び障害福祉サービスを提供している事業所等の既存の地域資源を活用した面的整備型として運用します。 また、地域のニーズや課題に応じた必要な機能の水準や充足について継続的に検討し、地域生活支援拠点における機能の充実に努めます。

② 経済的支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
各種手当の支給	障がいのある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国や県の動向を勘案しながら、各種手当の充実に努めます。
補装具費の支給	障がいのある人の機能障がいを補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。
各種医療費助成制度の周知	心身の障がい除去、軽減するための医療については、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度をはじめ、各種医療費助成制度の周知を行い、適切な利用促進に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

<施策の方向>

- 障がいのある人を支える地域福祉活動、ボランティア活動等の育成・支援を行います。

① 地域福祉活動の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
ボランティアの育成と活動支援	ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。 また、障がいのある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。
コミュニティーソーシャルワーカー [※] の育成	生活課題を抱えた障がいのある人等を支えるためのシステムは、人材の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。
障がいのある人の社会貢献活動の支援	障がいのある人自身がボランティア活動に参加できるよう、機会の創出を図り、障がいのある人の地域活動を促進するとともに、さまざまなボランティア活動参加者との交流が図れる機会の確保に努めます。 障がいのある人の知識や経験の活用の観点から、ピアサポーター [※] の養成に取り組みます。

② 障がい者関係団体への支援

具体的な取り組み	取り組みの内容
障がい者関係団体の活動への支援	障がい者団体、家族会等が行う自主的な活動に対し、活動場所や情報の提供等を通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。

(4) 地域の保健・医療体制の充実

<施策の方向>

- 健康診査や日頃の健康づくりのための健康教育、健康相談等を充実します。
- 精神疾患に対する支援体制の充実と、こころの健康づくりへの啓発を図ります。
- 地域における医療体制やリハビリテーション体制、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制を目指します。

① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
母子保健事業の充実	妊婦一般健康診査等を実施し、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持増進に努めます。 3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、乳幼児相談などの実施により育児不安のある保護者の支援を行います。
特定健診の充実	生活習慣病やその他各疾患の早期発見に努め、健康状態を把握することで自らの健康管理を促進します。

② こころとからだの健康づくりの推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
健康の保持と増進	一人ひとりの生涯にわたる健康的な生活の実現を図るため、「元気印のかんおんじ21 第2次ヘルスプラン」に基づき、市民と行政が一体となった健康づくりの推進に努めます。
こころの健康づくりの推進	青少年期や妊娠期からのこころの健康づくりを進め、家庭や地域のつながりを大切にしながら、健全な情緒や社会性の発達を支援するとともに、精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域におけるこころの健康づくりを支援します。
自殺予防対策の推進	こころの健康相談やこころの健康教室を通じた啓発活動を実施し、自尊感情の醸成を支援します。 相談支援体制を強化し、当事者への支援を行うとともに、関係機関との連携の強化に努めます。

③ 医療とリハビリテーションの充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
医療とリハビリテーションの推進	症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や市内の医療機関との連携を図り、広域的な医療体制の整備に努めます。
保健、医療、福祉のネットワークづくり	市民に対し身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健、医療、福祉のネットワークづくりに努めます。また、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。

2 切れ目のない障がい児支援

(1) 療育支援の推進

<施策の方向>

- 一人ひとりの子どもや保護者の状況に応じた支援が受けられるよう、療育と発達支援の充実に取り組みます。
- 障がいや疾病の早期発見、発達に課題のある子どもの早期治療・早期療育につなげます。

① 障がい児支援体制の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
相談と支援体制の充実	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査後の相談において、発達の遅れの疑いのある児童と保護者に対して、将来の集団参加に備えての準備と保護者支援を目的とする親子教室の充実を図ります。 障がいのある子どもの保護者に対する面接、電話、家庭訪問等による相談の充実を図ります。
発達障害支援システムの構築	障がいのある子どもや発達に問題のある子ども等に対して、乳幼児期から卒業後にわたり、自立と社会参加のための総合的で一貫した支援や継続的な相談体制が整備できるよう、保健、医療、福祉、教育、就労などの各機関が連携し、発達障害総合支援センター機能の創設に向けて取り組み、発達障害支援システムの構築に努めます。
医療的ケアの充実	医療的ケアを必要とする障がい児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関との連携体制の確立を図ります。

② 早期療育・障がい児保育の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
統合保育※の充実	障がいのある子どものうち、障がいの状況により健常児との集団保育が必要とされる子どもを保育所等で受け入れるために、統合保育の充実に努めます。
保育士研修の充実	保育士の資質の向上を図るために、市内の保育所等の職員を対象に統合保育に関連した研修会や学習会を開催し、よりよい保育を目指します。 障がい児の通う保育所、幼稚園等に専門支援スタッフが訪問し、必要な支援を行います。
障がい児放課後対策事業の充実	心身障がい児の健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため放課後等デイサービスの充実に努めます。
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れ体制の拡充に努めます。

(2) 個性や特性に応じた教育の推進

＜施策の方向＞

- 一人ひとりの実態や特性に応じた教育の場や学習の機会の提供に努めます。
- 教職員が障がいに対する正しい知識を持ち、理解を深めることを通じて、個々の教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容の充実に努めます。

① 就学相談の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
就学相談の充実	教育支援委員会の適正な判断のもと、引き続き幼児、児童、生徒の障がいの早期発見に努め、各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実に努めます。

② 特別支援教育*の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
特別支援教育の推進	各学校園に、特別支援コーディネーター*を配置するとともに、各学校園の実態に即した支援の在り方を随時検討していきます。また、発達障がい等の児童生徒には、支援員を配置するとともに、特別支援コーディネーターを含めた校内支援委員会での情報共有を行います。
個別の教育支援計画の策定	障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができ、適切な教育的支援が実現するよう、本人や保護者の意見を尊重しながら、個別の教育支援計画を作成し教育の充実を図ります。
特別支援学級	知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級等に在籍する児童生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法をさらに改善して、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。
通級による指導の充実	通常の学級に在籍する言語障がいや発達障がいの児童生徒を対象に、通級による指導を通し、個別の指導に努めます。
設備の充実と教育機器の導入	知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、通級指導教室等に、障がいの種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入に努め、教育効果を高めます。

③ 教職員の資質向上

具体的な取り組み	取り組みの内容
担当職員の資質の向上	教職員の資質の向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、発達障がい等の障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、管理職をはじめとする全教職員に対して特別支援教育に関する学習会や研修会等への参加の促進に努めます。
特別支援教育研修	小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実努めます。

3 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

<施策の方向>

- 障がいのある人の人権を守り、差別の解消を推進します。
- 障がいや障がいのある人への理解が深まるように、啓発活動を行います。
- 障がいのある人の尊厳を傷つけるさまざまな虐待の防止に努めます。
- 成年後見制度^{*}の利用促進については、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づいた地域連携ネットワークの中核機関を設置し、専門職や関係機関による「協議会」を開催するとともに、本人に身近な親族、福祉、医療、地域の関係者や後見人等による「チーム」を支援する仕組みづくりに取り組みます。

① 差別の解消及び権利擁護の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法について、市の広報紙やホームページを活用した広報、啓発活動を行うとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する差別の解消と正しい理解の促進に努めます。
成年後見制度利用支援	判断能力の充分でない認知症の高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用支援の拡充を図ります。
成年後見制度利用促進	成年後見制度に関する相談支援を一体的に取り組むため、中核機関を設置し、体制強化を図ります。

② 相互理解と啓発活動の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
啓発活動の推進	「障害者週間（12月3日から9日まで）」、「世界自閉症デー（4月2日）」及び「発達障害啓発週間（4月2日から8日まで）」の機会を活用し、各種広報と啓発活動を実施します。
相互理解の推進	市民へノーマライゼーション [*] の理念の普及を図るため、市の広報紙やホームページなどにより、障がいに関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
福祉教育の推進	幼少期から社会福祉への関心を持つよう、就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を促進するとともに、社会福祉施設等でのボランティア体験学習や交流学习についても継続していきます。

③ 虐待の防止

具体的な取り組み	取り組みの内容
虐待防止に向けた体制整備	<p>関係機関との連携のもと、児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。</p> <p>市の窓口で通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人や事業所がすみやかに通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り活動等との連携のもと児童や高齢者、障がいのある人などが一体となった虐待防止ネットワーク※の構築に努めます。</p>

(2) 意思疎通支援の充実

<施策の方向>

- 障がいの特性に合わせた多様な意思疎通支援の推進を目指します。

① 手話言語条例とコミュニケーション条例の周知

具体的な取り組み	取り組みの内容
手話言語条例とコミュニケーション条例の周知	<p>「観音寺市手話言語条例」と「観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（コミュニケーション条例）」について市民に周知し、手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーションが取れるような環境の整備を図ります。</p>

② 意思疎通支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
意思疎通支援の充実	<p>手話通訳者、要約筆記者の派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーション支援を充実させるとともに、意思疎通支援事業の周知や活用を促進します。</p>
手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の養成	<p>手話や要約筆記、点訳等のボランティア養成の充実に努め、マンパワーの確保を図ります。</p>

(3) 行政サービスなどにおける配慮の推進

<施策の方向>

- 障がいのある人の差別の解消に率先して取り組む主体として、職員研修の充実や窓口対応の充実により、行政サービスの向上に努めます。
- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、広く合理的配慮[※]の提供ができるように働きかけます。

① 行政サービスの向上

具体的な取り組み	取り組みの内容
職員に対する研修の実施	全職員を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るための研修会を開催し、障がいのある人に対応できる事業の充実に努めます。 障がい者福祉に関する行事、イベント、研修会などへの積極的な参加を促進します。
合理的配慮の提供体制整備	障害者差別解消法や国の基本方針などを踏まえ、市の職員対応要領に基づき、行政機関において広く合理的配慮を提供できる体制を整備します。

4 社会参加の拡充

(1) 雇用、就労の促進

<施策の方向>

- 障がいのある人の社会参加を推進するため、就労に関する支援体制の充実に取り組みます。
- 事業者に障がいに対する理解を促し、安心して働くことができる環境づくりの支援と障がいのある人の雇用促進に取り組む企業の拡大を図ります。

① 多様な就労の場の確保

具体的な取り組み	取り組みの内容
市民や事業所への啓発	障がいのある人が、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、企業と雇用主へ障がいや障がいのある人への理解の啓発に努めます。
多様な働き方ができる就労環境の整備促進	短時間勤務や在宅勤務など、障がいのある人が自らの障がいの程度や状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業と雇用主への理解を求め、就労環境の整備等の啓発に努めます。
法定雇用率 [※] の達成指導	企業に対して、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解と協力を求め、雇用率達成を図るよう努めるとともに、市においても引き続き法定雇用率を遵守します。

② 個々に応じた就労支援

具体的な取り組み	取り組みの内容
職場定着の促進	就労継続者との電話連絡や就労先訪問等により就労後の支援をします。また、障害者職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ [※] 等の活用により障がい者の職場定着を促進します。
就労継続支援の推進	一般就労が困難な障がいのある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。
職業相談の充実	障害者職業センターや公共職業安定所、職業相談員等による相談支援事業を活用し、障がい者の働く上での困ったことや悩み事などの相談を受け付けられる体制を充実させるとともに、適切に対応できる体制づくりを進めます。

③ 総合的な就労支援の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
障害者就業・生活支援センター※の充実	障がいのある人とその家族からの相談に応じ、就労支援、職場定着支援、生活支援を行い、障がいのある人の雇用を促進します。また、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携し、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図っていきます。
ハローワーク等との連携の推進	障がいのある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、ハローワーク等との連携を推進します。
障害者優先調達推進の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等からの物品、役務の調達を推進します。

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

<施策の方向>

- 障がいの種別や障がいの有無を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、文化芸術やスポーツ活動への参加を促します。

① 文化芸術活動、スポーツ等の振興

具体的な取り組み	取り組みの内容
スポーツ・レクリエーション活動の促進	各種スポーツ事業に障がいのある人が参加できるような環境整備を図り、障がいのない人とのスポーツ交流を促進します。
スポーツ教室の開催	一人でも多くの方がスポーツに親しめるよう、障がいのある人が参加できる障がい者スポーツ教室（わくわくスポーツ教室）を開催します。
文化芸術活動の促進	障がい者団体や施設利用者などの文化芸術活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。

(3) 交流、外出支援の充実

<施策の方向>

- 障がいのある人とない人がふれあい、交流できる機会と場の充実を図ります。
- 障がいのある人などの生活支援と積極的な社会参加を促進するため、移動支援の充実を図ります。

① 交流機会の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
交流の場の充実	地域の障がい福祉に関わるさまざまな団体や障がい者団体との連携を深め、交流の場の拡大となるような事業の実施を検討します。 また地域施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。
参加しやすい環境づくり	市が主催する行事について、誰もが参加できるように工夫するとともに、障がいの有無や種別や程度に関わりなく、ともに交流し理解を深めることができる内容としていきます。

② 移動支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容
移動支援事業の充実	障がいのある人の社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出支援の充実に努めます。
行動援護、同行援護の充実	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な人や重度の視覚障がい者に対して、必要な援護、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。
自動車免許取得費、改造費の助成	自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実を図ります。

5 安全・安心なまちづくり

(1) 生活環境の整備

<施策の方向>

- 障がいのある人や高齢者にとって、道路や公共交通機関等が安全で利用しやすいものとなるよう施設等の整備、改善を推進します。
- 公共施設や民間施設等について、誰もが利用しやすいものとなるよう、福祉のまちづくりに関する啓発やバリアフリー化への整備、改修を促進します。

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
道路、交通環境の整備	バリアフリー法や香川県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、市の関係施設を改修、整備するとともに、主要道路の段差の解消等を積極的に推進します。また、歩道や点字ブロック上に自転車や看板等の障害物が放置されないよう広報と啓発活動の充実を図ります。
公共施設等のバリアフリー化の推進	新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。 既存の公共施設については、誰もが使いやすいようバリアフリー化を推進します。
民間施設のバリアフリー化の促進	民間事業主に対して、福祉のまちづくり関係法令等に定める整備基準やバリアフリー法の周知を図り、その趣旨への理解を求め、民間施設においても誰もが使いやすい施設となるよう広報、啓発を推進します。

(2) 情報アクセシビリティの向上

<施策の方向>

- 障がいのある人が確実に情報を得ることができるよう、情報提供の充実や情報のバリアフリーを推進します。

① 情報を取得しやすい環境づくり

具体的な取り組み	取り組みの内容
広報等のユニバーサルデザイン化の推進	障がいのある人や高齢者等をはじめ、すべての人が分かりやすい市の広報紙やホームページとなるよう、広報媒体のユニバーサルデザイン化を推進します。
障がいの特性に配慮した情報提供	<p>各種のサービス情報や施設情報、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報について、障がいのある人が手軽に入手できるよう、ボランティア等の協力のもと声の広報等の配付を実施するとともに、点字広報についても検討します。</p> <p>市のホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図るとともに、障がいがあっても利用しやすい情報提供手段について検討します。</p>

(3) 住まいの確保

<施策の方向>

- 障がいのある人が希望する住まいで安心して暮らせるよう、生活基盤となる住まいの確保と環境整備を図ります。

① 多様な居住の場の確保

具体的な取り組み	取り組みの内容
住まいの確保	<p>個人などの民間賃貸住宅への入居にあたって、保証人等がないなどの問題により入居が困難な知的、精神障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談、助言を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施し、障がいのある人の地域生活を支援します。</p> <p>また、グループホーム等の施設の整備を促進します。</p>
暮らしやすい住宅づくりの促進	<p>障がいのある人に配慮した公営住宅の建設や既存の公営住宅についても、観音寺市営住宅長寿命化計画に基づき、入居者が安全で安心して居住できるように、住戸内部、共用部のバリアフリーを進めます。</p> <p>また、居宅改造事業補助制度及び各種貸付制度の利用促進に努めます。</p>

(4) 災害や犯罪などの防止、軽減対策

<施策の方向>

- 災害時に障がいのある人への支援が円滑に行われるように、災害発生時の救援や避難支援といった防災の取り組みの充実に努めます。
- 犯罪、消費者トラブルなどの問題についても、障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、防犯に対する意識啓発を推進します。

① 防災対策の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
防災に関する啓発の推進	防災に関する広報や地域の自主防災訓練等の防災活動を支援するとともに、障がいのある人の防災訓練や出前講座への参加を促進します。
災害時の情報提供	防災行政無線からの放送が聞き取りにくい人のために、より確実に災害情報を提供できるようにするため、防災ラジオの普及やメール配信サービス等の利用を推進します。
避難行動要支援者 [※] 支援制度の推進	地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、個人情報等に配慮しながら情報を共有します。 地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画を作成していきます。
避難場所における配慮	避難所において障がいのある人が避難所生活に困らないよう、必要な配慮に関するルールづくりに努めます。 緊急時において障がいのある人など、特別な配慮を必要とする方を受け入れる施設として、福祉避難所の確保に努めます。

② 防犯対策の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容
防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの推進に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。
消費者トラブルに関する相談の充実	香川県西讃県民センターにおいて、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における被害を防ぎます。また、福祉相談窓口と消費生活相談窓口の連携により、消費者トラブルの早期発見と早期対応に努めます。



第5章 障がい福祉計画



1 第5期計画における成果目標の進捗

第5期障がい福祉計画では、令和2年度に達成すべき数値目標を設定しており、それぞれ以下のような進捗状況です。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

平成28年度末の施設入所者数を基準として、地域生活移行者数を6人、施設入所者を74人（平成28年末から2人削減）と設定していました。令和2年度の見込みは、地域生活移行者は0人、施設入所者は67人（平成28年度末から7人削減）で、施設入所者の削減は達成見込みです。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域生活移行者	6人	0人	0人	0人
施設入所者の削減	施設入所者数 74人 削減見込 2人	施設入所者数 69人 (平成28年度末 から5人減)	施設入所者数 68人 (平成28年度末 から6人減)	施設入所者数 67人 (平成28年度末 から7人減)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和2年度までに当事者及び保健、医療、福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行うための協議の場の設置を目標にしており、令和2年度に自立支援協議会において設置が完了しました。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
協議の場の設置	設置	未設置	未設置	設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等の設置を目標としており、平成30年度に地域において機能を分担して担う面的整備型として設置が完了しました。令和元年度以降は拠点の機能充実を図っています。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援拠点等の整備	設置	設置	充実	充実

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人を3人、就労移行支援事業の利用者を14人、就労定着支援後1年後の職場定着率を80%と設定していました。令和2年度の一般就労移行者は2人、就労移行支援事業利用者は5人となっており、いずれも未達成の見込みですが、就労定着支援後の職場定着率は100%となっており達成見込みです。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
一般就労への移行者数	3人	2人	0人	2人
就労移行支援事業利用者	14人	2人	4人	5人
就労定着支援後1年後の 職場定着率	80%	—	50%	100%

2 第6期計画における成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標

- 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■本市の目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	68 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和5年度末時点の 地域生活移行者数	4 人 6 %	(A)のうち、令和5年度までに地域生活に移行する人数の目標値
【目標値】 令和5年度末時点の 施設入所者の削減数	1 人 1.5%	(A)の人数から令和2年度末までに減ずる人数の目標値

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

■本市の目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討	運用状況の検証・検討	平成30年度に設置した地域生活支援拠点について、運用状況の検証・検討を行う

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針における成果目標
<p>○ 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中の一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業については、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。</p> <p>○ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>○ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>

■本市の目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数	0人	令和元年度の一般就労移行者数
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数	2人	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した人数
【目標値】 令和5年度の就労定着支援利用者数	1人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援利用者
	50%	
【目標値】 就労定着率8割以上の事業所数	1か所	就労定着率が8割以上の事業所
	100%	

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針における成果目標

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■本市の目標設定

項目	目標	考え方
相談支援事業所に対する実地指導の件数	毎年2件	相談支援事業者に対して訪問等による指導・助言、連携強化の取り組みを行う

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針における成果目標

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■本市の目標設定

項目	目標	考え方
各種研修への市職員の延参加者数	毎年15人	県の研修の開催回数などを注視しつつ、可能な限り職員の研修への参加を促す

3 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事等の介護をする。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常時介護が必要な人に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や外出時の移動の介護をする。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆や代読を含む）や外出支援等を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な人に、行動するとき必要な援護や外出時の移動の補助等をする。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

■サービスの見込み量(1月あたり)

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	実績	1,173	1,151	1,220			
	計画値	1,204	1,250	1,296	1,250	1,280	1,310
人	実績	110	108	115			
	計画値	89	91	93	118	121	124

■見込み量確保のための方策

- ・ 訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障がいのある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスであり、第5期計画における利用実績も増加傾向にあります。

今後も地域移行を進めることや障がいのある人やその家族の高齢化が進むことで利用ニーズの増加が予測されます。そのため、障害福祉サービス事業所や医療機関等との連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
短期入所	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間入所させ、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障がい者及び難病者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行う。
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障がい者及び精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、生産活動を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型がある。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。

■サービスの見込み量(1月あたり)

① 療養介護

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	11	10	10			
	計画値	12	12	12	10	10	10

② 生活介護

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	2,299	2,312	2,400			
	計画値	2,560	2,620	2,680	2,490	2,580	2,670
人	実績	129	124	130			
	計画値	123	126	129	132	134	136

③ 短期入所

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	142	207	230			
	計画値	71	75	79	240	250	260
人	実績	36	39	42			
	計画値	35	40	45	44	46	48

④ 自立訓練（機能訓練）

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	18	0	40			
	計画値	5	5	5	40	40	40
人	実績	1	0	2			
	計画値	1	1	1	2	2	2

⑤ 自立訓練（生活訓練）

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	0	0	0			
	計画値	10	10	10	10	10	10
人	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

⑥ 就労移行支援

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	35	87	100			
	計画値	55	70	85	120	140	160
人	実績	2	4	5			
	計画値	7	10	14	6	7	8

⑦ 就労継続支援（A型）

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	197	267	290			
	計画値	240	240	280	310	330	350
人	実績	10	14	15			
	計画値	12	12	14	16	17	18

⑧ 就労継続支援（B型）

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	2,095	2,303	2,350			
	計画値	2,217	2,292	2,367	2,400	2,450	2,500
人	実績	116	125	130			
	計画値	135	140	145	135	140	145

⑨ 就労定着支援

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	0	2	2			
	計画値	1	1	2	3	3	3

■見込み量確保のための方策

- ・ 日中活動系サービスの中でも、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は第5期における利用実績が増加しており、特に短期入所は計画値を上回る実績となっています。
- ・ 短期入所は、特に身体障がいのある人、知的障がいのある人でニーズが高いサービスとなっているため、今後も緊急を含む多様な短期入所への対応が可能となるよう、事業所に対して働きかけます。
- ・ 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、特に知的障がいのある人、精神障がいのある人でニーズが高いサービスとなっています。今後も障がいのある人の希望や適性を踏まえたサービス利用を促すとともに、市から事業所への優先発注や業務の委託等を通して、事業所の受注の機会を拡大するなど、工賃の向上等も含めた支援により、安定した事業運営を図ります。
- ・ 就労移行支援や就労定着支援は成果目標の指標とも関連し、移行者数やサービス利用者の増加、事業所の移行率の向上等が求められています。今後は利用者ニーズの把握に努め、サービス提供事業所等と連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う支援を行う。

■サービスの見込み量(1月あたり)

① 共同生活援助 (グループホーム)

単位	進捗度	第5期計画(実績)			第6期計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	47	49	50			
	計画値	55	56	57	51	52	53

② 施設入所支援

単位	進捗度	第5期計画(実績)			第6期計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	68	68	67			
	計画値	74	73	72	66	65	64

③ 自立生活援助

単位	進捗度	第5期計画(実績)			第6期計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■見込み量確保のための方策

- ・ グループホームについては、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後も整備の必要性が高まると考えられることから、新たな事業者の参入を促進します。
- ・ 自立生活援助は、第5期における利用実績はありませんでした。今後も入所施設やグループホームの利用者にサービスに関する情報提供を行い、サービスの利用を促進します。

(4) 相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画を作成する。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況をモニタリングし、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行う。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所や退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所や退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

■サービスの見込み量

① 計画相談支援

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	375	385	388			
	計画値	400	410	420	391	394	397

② 地域移行支援

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

③ 地域定着支援

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

■見込み量確保のための方策

- ・ 計画相談支援の利用実績は増加しており、今後も知的障がいのある人、精神障がいのある人が増えることが見込まれることを踏まえ、相談支援体制の強化が求められています。事業所の人材育成や質の向上を促し、適切なサービス利用計画の作成や提供体制の整備を図ります。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援は第5期における利用実績はありませんでしたが、障がいのある人の地域での生活を促進するために必要なサービスであることから、関係機関との情報共有を図り、利用可能な対象者の把握を行います。

4 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(1) 必須事業

■サービスの概要

サービス名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。
基幹相談支援センター※	地域における中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。
理解促進・研修啓発事業	社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。ピアサポート※、障がい者等が孤立することがないように見守り活動等を実施する。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援や入居後の支援などを行う。
成年後見制度利用促進事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援する。
成年後見制度法人後見支援事業※	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図る。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図る。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し円滑に外出できるよう、移動を支援する。
地域活動支援センター※事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。 Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行う。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 Ⅲ型：地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を行う。

■サービスの見込み量

① 相談支援事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所	実績	9	9	9			
	計画値	9	9	9	9	9	9

② 基幹相談支援センター

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

③ 理解促進・研修啓発事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	実績	0	0	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

④ 自発的活動支援事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	実績	0	1	1			
	計画値	0	1	1	1	1	1

⑤ 住宅入居等支援事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

⑥ 成年後見制度利用促進事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	0	1	1			
	計画値	1	1	1	2	2	2

⑦ 成年後見制度法人後見支援事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

⑧ 意思疎通支援事業

項目	単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	人	実績	12	12	10			
		計画値	10	10	10	10	10	10

⑨ 日常生活用具給付等事業

項目	単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	実績	2	4	4			
		計画値	2	2	2	4	4	4
自立生活支援用具	件	実績	7	8	8			
		計画値	6	6	6	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	実績	6	8	8			
		計画値	5	6	7	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	実績	34	23	25			
		計画値	26	27	28	25	25	25
排泄管理支援用具	件	実績	1,708	1,512	1,600			
		計画値	1,700	1,700	1,700	1,600	1,600	1,600
住宅改修費	件	実績	3	0	3			
		計画値	0	0	0	3	3	3

⑩ 移動支援事業

単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延時間	実績	1,966	2,117	2,200			
	計画値	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
実人員	実績	53	64	65			
	計画値	50	50	50	65	65	65

⑪ 地域活動支援センター事業

項目	単位	進捗度	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	実績	4	4	4			
		計画値	4	4	4	4	4	4
	実人員	実績	17	21	22			
		計画値	40	40	40	23	24	25
地域活動支援センターⅡ型	か所	実績	3	1	1			
		計画値	3	3	3	1	1	1
	実人員	実績	42	17	18			
		計画値	40	41	42	19	20	21
地域活動支援センターⅢ型	か所	実績	0	1	1			
		計画値	0	0	0	1	1	1
	実人員	実績	0	9	9			
		計画値	0	0	0	9	9	9

■見込み量確保のための方策

- ・ 地域生活支援事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などの積極的な実施に努めます。
- ・ 事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた適切なサービスを提供できるように努めます。



第6章 障がい児福祉計画



1 第1期計画における成果目標の進捗

第1期障がい児福祉計画では、令和2年度に達成すべき数値目標を設定しており、それぞれ以下のような進捗状況です。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和2年度末までに児童発達支援センター※及び保育所等訪問支援事業所の設置を目標に設定していましたが、令和2年度まで設置に至っていません。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置に関しては、平成30年度以降で1か所確保できています。

平成30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置を目標に設定しており、令和2年度に自立支援協議会において設置が完了しました。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センターの設置	設置	未設置	未設置	未設置
保育所等訪問支援事業所の設置	設置	未設置	未設置	未設置
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置(平成30年度末まで)	平成30年度末までに設置	未設置	未設置	設置

2 第2期計画における成果目標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針における成果目標	
○	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
○	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
○	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
○	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

■本市の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置	令和3年度末までに1か所設置する
保育所等訪問支援事業所の設置	設置	令和4年度末までに1か所設置する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所確保済	既に確保済であるため維持継続を図る
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所確保済	既に確保済であるため維持継続を図る
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置済	既に設置済であるため維持継続を図る

3 障害児通所支援※等に関するサービスの見込み量と確保方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援する。

■サービスの見込み(1月あたり)

① 児童発達支援

単位	進捗度	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	85	60	70			
	計画値	67	77	87	80	90	100
人	実績	10	9	10			
	計画値	9	10	11	11	12	13

② 医療型児童発達支援

単位	進捗度	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

単位	進捗度	第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	0	0	0			
	計画値	5	5	10	5	5	5
人	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	2	1	1	1

④ 放課後等デイサービス

単位	進捗度	第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	293	376	400			
	計画値	375	417	458	430	460	490
人	実績	31	37	39			
	計画値	38	39	40	41	43	45

⑤ 保育所等訪問支援

単位	進捗度	第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績	13	20	25			
	計画値	3	3	3	30	35	40
人	実績	5	4	5			
	計画値	1	1	1	6	7	8

⑥ 障害児相談支援

単位	進捗度	第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	48	57	59			
	計画値	4	4	5	61	63	65

■見込み量確保のための方策

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援は第1期における利用実績が増加しており、特に保育所等訪問支援、障害児相談支援は計画値を上回る実績となっています。
- ・ 今後も各サービスの提供を通して、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応し、事業所の確保に努めます。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービスの概要

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

① 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

単位	進捗度	第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績	0	1	1			
	計画値	0	1	1	1	1	1

■見込み量確保のための方策

- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和元年度以降、配置しています。
- ・ 今後も対象となる医療的ケア児の把握を行うとともに関係機関と連携を図り、相談支援を行う人材の育成や支援者の質の向上を図り、サービスコーディネート力の強化を推進します。

1 計画の広報・周知

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、さまざまな媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障がいのある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、分かりやすい情報発信を行います。

2 障がい者のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、三観地域自立支援協議会において障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

3 計画の推進

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努め、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、社会福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくりなど障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

4 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進捗状況を評価しながら、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて事業の見直しなどを行います。



1 用語集

あ行

医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われているたんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。

か行

基幹相談支援センター

総合相談の窓口で、障害福祉サービスのこと、生活の中での困りごとや悩みなどを専門の相談員を配置し、相談や希望の内容に応じて支援機関につなぐ機関のこと。

虐待防止ネットワーク

あらゆる虐待を防止するため、関係機関や民間団体等が有機的なネットワーク化を図り、一体となって情報の共有化や対象者への援助、支援を進めていくための組織的な取り組み。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

コミュニティーソーシャルワーカー

社会・地域福祉の取り組みを進めるための社会福祉援助を行う職員又はボランティアスタッフのこと。

さ行

指定特定相談支援事業者

障がい者や障がい児の相談を受けたり、市が障害福祉サービスの支給決定を行う際に勘案する、サービス利用計画の作成を行う事業者のこと。

児童発達支援センター

障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

障害児通所支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業生活における自立を図るために、就業及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

ジョブコーチ

障がい者が一般の職場で働くことを実現するため、障がいのある人ができることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

身体障害者相談員、知的障害者相談員

身体・知的障がい者の福祉の増進を図るため、当事者や家族の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助を行うとともに、福祉事務所や関係機関との連携を図り、問題の解決を行う人のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなど、判断能力が十分でない人の財産管理や見守りを代理権等が与えられた成年後見人等が行う仕組み。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備等を行い、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援すること。

地域活動支援センター

障がいのある人等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。これに加えⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施する。

通級指導教室

小、中学校に通う比較的障がい程度が軽い児童・生徒が、通常学級に在籍しながら、その子どもの障がい特性に合った個別の指導を受けるための教室。

統合保育

子どもを取り巻くすべての環境の中で、障がい児と健常児がともに生活し、時間と空間を共有し、相互に影響しながらともに歩んでいく保育のこと。

特別支援学級

障がいの程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重度の児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置づけられている。

な行

難病

原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。

ノーマライゼーション

障がいのある人となない人とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策など。

は行

バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くという意味であるが、広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

ピアサポーター

障がいのある人等、同じような経験や悩みを持つ人による相談や励まし合いを行う人のこと。

ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えるなど、同じ立場にある当事者同士が、互いの経験や体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

避難行動要支援者

災害対策基本法の規定により作成が義務づけられている、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

法定雇用率

「障害者雇用促進法」によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障がいのある人を雇用すべき割合。平成 30 年 4 月より雇用率が引き上げられるとともに、精神障がいのある人の雇用が義務づけられる。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザイン。年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わり。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。

2 観音寺市障害福祉計画等策定委員会設置規則

平成 26 年 3 月 31 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例（平成 24 年観音寺市条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、観音寺市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画の策定に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(委嘱等)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉に識見を有する者
- (2) 各種関係・市民団体の代表者
- (3) 関係行政機関
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の目的が達成された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による最初の委員会の会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱又は任命が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成29年3月31日規則第20号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の観音寺市障害福祉計画等策定委員会設置規則の規定は、平成29年7月3日から適用する。

附 則（令和2年5月13日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 観音寺市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

団 体 名	氏 名	備 考
観音寺市自治会連合会 会長	石井 清満	委員長
観音寺市民生委員・児童委員協議会 会長	石川 豊	
地域支援センターまるやま 施設長	田中 靖	
社会福祉法人ラーフ 理事長	毛利 公一	
就労継続B型事業所あゆみ 所長	安藤 和孝	
スマイルハウスぷちふらわあ 施設長	篠原 伊都子	～R2.8.31
NPO法人ぷちふらわあ倶楽部 理事長	高谷 ゆかり	R2.9.1～
H a t aくらす栗井事業所 所長	大西 潤	
西讃ろうあ協会 会長	近藤 龍治	
観音寺市身体障害者協会 会長	石川 良夫	副委員長
香川県立香川西部養護学校 P T A会長	細川 晴世	
地域支援センターまるやま入所者家族会 会長	西川 操	
香川県立香川西部養護学校 校長	宇野 典子	
香川県西讃保健所 所長	仁木 賢	
観音寺公共職業安定所 所長	赤尾 俊輔	
観音寺市社会福祉協議会 事務局長	高橋 守	
観音寺市福祉事務所 所長	大西 憲裕	